

平成27年第7回

置戸町議会定例会会議録

平成27年9月10日開会

平成27年9月11日閉会

置戸町議会

平成27年第7回置戸町議会定例会（第1号）

平成27年9月10日（木曜日）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 行政報告
- 日程第 4 議案第48号 置戸町議会会議規則の一部を改正する規則
- 日程第 5 議案第49号 置戸町議会傍聴規則の一部を改正する規則
- 日程第 6 議案第50号 「福祉の夢」サポート基金条例の制定について
- 日程第 7 議案第51号 置戸町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第52号 置戸町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第53号 平成27年度置戸町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第10 議案第54号 平成27年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第55号 平成27年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第56号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について
- 日程第13 議案第57号 北海道市町村総合事務組合格約の変更について
- 日程第14 議案第58号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について
- 日程第15 議案第59号 工事請負契約の締結について
- 日程第16 議案第60号 工事請負契約の締結について
- 日程第17 議案第61号 工事請負契約の締結について
- 日程第18 同意第 4号 置戸町教育委員会委員の任命について
- 日程第19 認定第 1号 平成26年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第 2号 平成26年度置戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 認定第 3号 平成26年度置戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 認定第 4号 平成26年度置戸町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第23 認定第 5号 平成26年度置戸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第24 認定第 6号 平成26年度置戸町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第25 認定第 7号 平成26年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第26 報告第 8号 平成26年度置戸町財政健全化及び経営健全化の比率について
- 認定第27 報告第 9号 専決処分の報告について

認定第28 報告第10号 専決処分の報告について

認定第29 報告第11号 例月出納検査の結果報告について

○会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

(諸般の報告)

日程第 2 会期の決定

日程第 3 行政報告

日程第 4 議案第48号 置戸町議会会議規則の一部を改正する規則

日程第 5 議案第49号 置戸町議会傍聴規則の一部を改正する規則

日程第 6 議案第50号 「福祉の夢」サポート基金条例の制定について

日程第 7 議案第51号 置戸町個人情報保護条例の一部を改正する条例

日程第 8 議案第52号 置戸町手数料徴収条例の一部を改正する条例

日程第 9 議案第53号 平成27年度置戸町一般会計補正予算(第5号)

日程第10 議案第54号 平成27年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

日程第11 議案第55号 平成27年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

日程第12 議案第56号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

日程第13 議案第57号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について

日程第14 議案第58号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について

日程第15 議案第59号 工事請負契約の締結について

日程第16 議案第60号 工事請負契約の締結について

日程第17 議案第61号 工事請負契約の締結について

日程第18 同意第 4号 置戸町教育委員会委員の任命について

日程第19 認定第 1号 平成26年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第20 認定第 2号 平成26年度置戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第21 認定第 3号 平成26年度置戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第22 認定第 4号 平成26年度置戸町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第23 認定第 5号 平成26年度置戸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第24 認定第 6号 平成26年度置戸町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第25 認定第 7号 平成26年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第26 報告第 8号 平成26年度置戸町財政健全化及び経営健全化の比率について

認定第27 報告第 9号 専決処分の報告について

認定第28 報告第10号 専決処分の報告について

認定第29 報告第11号 例月出納検査の結果報告について

○出席議員（10名）

1番	前田	篤	議員	2番	澁谷	恒壹	議員
3番	高谷	勲	議員	4番	佐藤	勇治	議員
5番	阿部	光久	議員	6番	岩藤	孝一	議員
7番	小林	満	議員	8番	石井	伸二	議員
9番	嘉藤	均	議員	10番	佐藤	純一	議員

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町長部局〉

町長	井上	久男	副町長	和田	薫
会計管理者	鎌田	満	町づくり企画課長	栗生	貞幸
総務課長	菅野	博敏	総務課参与	東	誠
町民生活課長	鈴木	伸哉	産業振興課長	坂口	博昭
施設整備課長	大戸	基史	地域福祉センター所長	鈴木	正美
施設整備課技監	高橋	一史	総務係長	芳賀	真由美
町づくり企画課財政係長	小島	敦志			

〈教育委員会部局〉

教育長	平野	毅	学校教育課長	葦島	賢治
社会教育課長	今西	輝代教	森林工芸館長	五十嵐	勝昭
図書館長	深川	正美			

〈農業委員会部局〉

事務局長 坂口 博昭 (兼)

〈選挙管理委員会部局〉

事務局長 菅野 博敏 (兼)

〈監査委員部局〉

代表監査委員 本間 靖洋

○職務のため出席した事務局員の職氏名

事務局長 田中英規 議事係長 尾俊輔

臨時事務職員 中 田 美 紀

◎開会宣言

○佐藤議長 ただいまから、平成27年第7回置戸町議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○佐藤議長 これから本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○佐藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は置戸町議会会議規則第122条の規定によって、9番 嘉藤均議員及び1番 前田篤議員を指名します。

◎諸般の報告

○佐藤議長 これから諸般の報告をします。事務局長から報告させます。

事務局長。

○田中事務局長 今期定例会に町長から提出された議案は、次のとおりです。

- ・ 議案第50号から議案第61号。
- ・ 同意第4号。
- ・ 認定第1号から認定第7号。
- ・ 報告第8号。

今期定例会に議会から提出された事件は、次のとおりです。

- ・ 議案第48号から議案第49号。
- ・ 報告第9号から報告第10号。

今期定例会までに受理した監査委員からの報告は、次のとおりです。

- ・ 報告第11号。

今期定例会に、議案等説明のために出席を求めた者及び委任を受けて出席する者は、お手元に配付した名簿のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

報告を終わります。

○佐藤議長 これで諸般の報告を終わります。

次に、一部事務組合の会議について組合議員から報告を行います。

北見地区消防組合議会、4番 佐藤勇治議員。

○4番 佐藤議員〔登壇〕 去る平成27年7月21日招集の第2回臨時北見地区消防組合議会の結果について報告いたします。

初めに、会議録署名議員の指名を行い、会期を7月21日の1日間と決定しました。

次に、本会議に提案された議件は、7件であります。

議案第1号 平成27年度北見地区消防組合一般会計補正予算については、歳入歳出2,081万

5,000円を追加し、35億281万5,000円と致すもので、置戸町関係分につきましては、第4回定例町議会で説明のとおり退職消防団員2名分の退職報償金、92万3,000円の計上であります。

次に、議案第2号から議案第4号までの3件については、消防本部、消防署庁舎移転改築に係る工事請負契約の締結についての提案であり、いずれも予定価格が1億5,000万円を超えるため、条例の規定により議決を求めるもので、議案第2号は建築主体工事、議案第3号は電気設備工事、議案第4号は空調設備工事であります。

次に、議案第5号は無線遠隔サイレンのデジタル化に係る通信施設整備事業の更新委託契約締結に係るもので、予定価格1億5,000万円を超えるため、条例の規定による提案であります。

次に、議案第6号及び議案第7号は財産の取得についての提案で、議案第6号は消防署東出張所の水槽付消防ポンプ車の更新、議案第7号は留辺薬支署の高規格救急車の更新に伴うもので、いずれも取得価格が3,000万円を超えるため条例の規定による提案であります。

櫻田管理者より一括して提案理由の説明がなされ、その後、議案第1号から議案第7号までに対する質疑、討論を行い原案のとおり可決されました。

なお、審議の内容につきましては、配付の資料のとおりであります。

以上で、第2回臨時北見地区消防組合議会の結果報告といたします。

○佐藤議長 これでは諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 会期の決定

○佐藤議長 日程第2 会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月14日までの5日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月14日までの5日間に決定しました。

◎日程第 3 行政報告

○佐藤議長 日程第3 町長から行政報告の申し出があります。

発言を許可します。

町長。

○井上町長〔登壇〕 行政報告を3点申し上げます。

初めに、9月1日現在の農作物の生育状況について申し上げます。本年は、4月3日に降雪がございましたが、4月中旬以降は好天に恵まれ、平均気温も高く日照時間も多く推移したことにより、各作物とも植え付け作業が順調に進みました。6月下旬から7月上旬は、気圧の谷や上空の乾季の影響により雨が多く、かつ低温傾向となりました。その後は、高温の日々であったり、日照不足など変動の大きい天候続きでありましたけれども、植え付け作業が順調に進んだこともあり、農作物

全般の生育は順調に進んでいるところであります。

9月1日現在の農作物の生育状況につきましては、お手元の資料のとおりであります。その概要をご報告申し上げます。最初に秋まき小麦ですが、融雪の遅れにより起生期は4月14日と平年より2日ほど遅くなりましたが、4月中旬以降の好天に恵まれて、穂の出る時期は平年より早く進みました。しかし、6月中旬から7月上旬の降雨と低温の影響により、成熟期は平年並みとなりました。また、穂が出た後から成熟期までの登熟日数は55日と十分に確保することができました。昨年秋に適期・適量播種ができていたことと、後半型の追肥等による茎数のコントロールができたため、収量は10アール当たり697キログラムで、製品としての歩留まりは93%程度の見込みであります。収量品質は良好となっております。なお、収穫作業は昨年と同じく8月3日に終了しております。

春まき小麦についてであります。輪作体系を確保するための作物として本格的に作付面積が増えております。播種期は4月3日の降雪により4月22日とやや遅れたわけですが、その後は好天により止葉期、成熟期は平年並みに進みました。春先に適期・適量播種を終えたことから収量は10アール当たり537キログラムで、製品としての歩留まりは85%程度となる見込みとなっております。

ばれいしょは、4月中旬からの好天により植え付け作業は順調に進み、平年より早まりました。その後は雨の少ない傾向であったわけですが、平均気温が高く推移したため、萌芽期、開花期の生育は順調に進みました。肥大期である7月中旬以降の高温の影響により収量の減少が懸念されましたが、作況圃の坪堀調査では、前年産並みの見込みとなっております。

次に、てんさいについて申し上げます。まず、移植栽培であります。育苗、移植時期ともに好天に恵まれて、移植作業は平年より4日程度早まりました。その後も平均気温が高く推移したため順調に生育しており、作況圃における根周は34.4センチメートルと順調に進んでおります。お手元の資料、裏のページになりますが、直播栽培では播種作業は好天に恵まれ、平年より10日ほど早まりました。その後の少雨の影響により生育遅れも懸念されたわけですが、6月中旬以降の降雨により生育が進み、作況圃における根周は30.7センチメートルとなっております。

高級菜豆であります。播種期は5月23日、出芽期は6月4日、開花期は7月18日と概ね平年並みの生育となりました。開花後の着莢は、莢数で平年値を下回っており、低温の影響により生育状況はやや遅れております。

たまねぎは、播種作業が順調に進み、平年より9日ほど早まりました。また、移植作業も好天に恵まれて順調に進み、平年より8日ほど早く終了しました。移植後の生育は、高温・少雨による影響が懸念されましたが、6月中旬以降の降雨により回復しており、収量も前年並みの見込みとなっております。

牧草であります。1番草の萌芽期は平年並みとなりましたが、その後の生育状況は雨が少ないという影響により、草丈は平年よりやや短くなりました。収穫作業は降雨の影響で平年より1週間ほど送れて終了しました。2番草は、平年並みに生育しております。収穫作業は8月25日から始まりましたが、降雨の影響により若干遅れております。

最後に飼料用とうもろこしであります。播種作業は平年より早く始まりましたが、降雨の影響

で播種終了は平年並みの5月28日となりました。その後の生育は、平年並みで推移していましたが、8月以降の低温の影響により7日ほど遅れて推移しております。

以上を申し上げ、農作物の作況報告といたします。

2点目は、置戸町内における国及び北海道の直轄事業についてであります。一部未発注の工事、また、未着工のものもございますが、今年度の事業について申し上げます。国の直轄事業は、網走開発建設部が所管しているところでありますが、一般国道242号の維持補修工事で6件5,800万円、常呂川堤防維持工事の河川関係が1件600万円。合わせて7件6,400万円で維持補修が進められております。

次に、北海道関係であります。オホーツク総合振興局の網走建設管理部所管事業につきましては、本別留辺蘂線の改良工事など6件1億3,480万4,000円。河川関係では、訓子府川改修工事で2件1,200万円の予定となっております。道路・河川合わせて8件1億4,680万4,000円で工事が進められております。

次に、資料の3ページの総合振興局林務課所管事業につきましては、置戸地区復旧治山工事、平成26年度の繰越事業であります。1件5,184万円で工事が進められております。

最後に、資料4ページの中部耕地出張所の事業につきましては、釧北牧場分として草地整備改良工事、春日地区農道整備としての道路改良工事、用地買収などと、今年度から工事に着手しました。農地整備事業畑地帯担い手育成型であります。これによる面整備工事及び道路改良排水路整備に伴う用地測量など11件2億326万4,000円で事業が進められております。

以上、国及び北海道の直轄工事は全部で27件、総額4億6,590万8,000円で事業が進められております。なお、昨年度は21件、総額4億5,407万1,000円でありましたので、事業費ベースで前年度対比102.6%、金額で1,183万7,000円の増額となっております。

3点目は、勝山地区における大型農業法人の設立についてであります。勝山地区における農業者の後継者不足、高齢化による生産活動の低下や農地需要の減退などによる地域の活力低下に危機感を持った農業者により、人・農地プランの見直しを含めた将来像を話し合い、そして地域農業の存続と地域活性化を目的に農業法人の設立に向けた急務が高まったわけであります。本年4月1日に勝山地区法人化検討委員会を立ち上げ、当該農家9戸の他、JAきたみらい、置戸町、オホーツク総合振興局、北海道農業公社、税理士など40名を構成委員として協議を進めて参りました。9月2日開催の検討委員会において法人の概要が決まりましたので、その内容について申し上げたいと思います。

具体的な検討経過であります。勝山地区の総農家戸数は22戸であります。そのうち、16戸の畑作農家で参加希望があり、4月以降、座談会や研修会、先進地視察などを22回程度実施する中、様々な角度から協議が進められてこられました。最終的な法人参加は、13戸と決定しました。経営面積は、参加農家の農地と農地のみ提供農家2戸、地区内酪農家の農地を一部加えた500ヘクタールとなる予定であります。法人の組織形態であります。農業協同組合法による農事組合法人とし、名称は勝山グリーンファームと決定しております。役員につきましては、代表理事組合長に柏原勝氏、専務理事に堺信幸氏、常務理事に大槻尚浩氏の3氏が選任され、10月末の設立登

記を目指しております。9月1日付の日本農業新聞の一面トップで、国内最大級の法人設立へと報道されました。畑作を経営主体とする500ヘクタールを超える法人は、国内では例がない法人化であり、そのスケールメリットを最大限に活用した作業効率の向上を目指しております。また、農地の受け皿として機能させるだけでなく、将来は研修生の受け入れなど、担い手の育成や確保を図るほか、独自産業化も将来像として描いていると聞いておりますが、その詳細につきましては、今後、協議を進めることとなっております。町としましても、旧勝山公民館の改修や法人の事務所として提供するなど、農業経営のモデルケースとして支援をしていきたいというふうに考えております。また、農地の集積には平成26年度より事業を開始した、農地中間管理機構を利用し、地域集積協力金等の補助制度を活用して進めることとなっております。これらに關係しての補正予算の対応等について、今後議会の皆様とも協議させていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上、3点申し上げまして行政報告といたします。

○佐藤議長 町長の行政報告に対して質疑を許します。

質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 今、3つのことについて行政報告あったわけですが、最後の勝山グリーンファームですか、そのことについて、町長の説明の中で、事務所に勝山の旧公民館を利用したいというようなことが言われたと思うのですが、その辺り具体的にそこまで話が進んでいるのかどうかお伺いします。

○佐藤議長 町長。

○井上町長 ご承知のように、勝山公民館については、勝山小学校が統合された後に公民館として活用するようにしました。したがって、旧勝山公民館については、特段の利用がなければ解体するという方向だというふうに申し上げてきたと思います。

そうした中で、2つ提案といいたまいますか、要請もございました。一つは、札幌学院大学の遺跡調査を現在やっているわけではありますが、ここの連携の協力関係もございまして、そちらの方に開放するという考え方も一つとしてはございました。ただ、そうした中で、先程申し上げた、大型法人の關係が出てきまして、当然ながら事務所等について、また先程の行政報告でも申し上げましたけれども、施設の利用としては事務所の他に研修施設としても使いたい。したがって、それには一定程度の建物が必要とするんだというようなお話もございました。大学の方にもそうした地元の意向といいたまいますか、そんな動きがあるので理解してほしいということも申し上げて、大学の方にはそうした方向で理解していただいたというふうに思っております。したがって、旧勝山公民館の方については、まだ具体的にはこれから法人の方と協議をしなければなりませんけれども、当然ながら事務所にする、あるいは研修施設として活用していくということになれば、かなり老朽化が進んでいる建物でもありますから、いろんな内部の改修はしなければならないであろうというふうに思っております。一定程度内部改修をやった後に法人の方に具体的にどういう形で貸すのかというのは、これからの協議でありますけれども、できるだけ法人の負担にならない範囲の中でお貸しをしたいと、こういうふうに思っております。通常の事務所というわけにはいきませんので、一定程度の法人といいたまいますか、農業の法人としての使いやすい施設改修というこ

とを念頭に置きながら今の段階では考えているということでありませう。

○佐藤議長 ほかに質疑はありますか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければこれで行政報告を終わります。

◎日程第 4 議案第 48号 置戸町議会会議規則の一部を改正する規則から

◎日程第 9 議案第 49号 置戸町議会傍聴規則の一部を改正する規則まで

————— 2件 一括議題 —————

○佐藤議長 日程第4 議案第48号 置戸町議会会議規則の一部を改正する規則から日程第5 議案第49号 置戸町議会傍聴規則の一部を改正する規則までの2件を一括議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

5番 阿部光久議員。

○5番 阿部議員〔登壇〕 ただいま議題となりました、議案第48号 置戸町議会会議規則の一部を改正する規則について趣旨説明を行います。

この改正は、標準町村議会会議規則の一部改正に伴い、これと整合性を図るため所要の改正を行うものです。改正内容につきましては、第2条に、議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。の条項を追加するもので、昨今の社会情勢を勘案し、女性議員が出産を理由に欠席できるよう、新たに規定するものであります。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新旧対照表につきましては、後程ご覧ください。

次に、議案第49号 置戸町議会傍聴規則の一部を改正する規則について趣旨説明を行います。

この改正は、標準町村議会傍聴規則の一部改正に伴い、これと整合性を図るため所要の改正を行うものです。改正内容につきましては、第7条第1項第1号中「、つえ」を削るもので、より多くの方が傍聴できる開かれた議会を目指すため、傍聴席へのつえの持込を可能にするものです。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新旧対照表につきましては、後程ご覧ください。

以上、改正の概要についてご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます、趣旨説明を終わります。

○佐藤議長 これから質疑を行います。

まず、議案第48号 置戸町議会会議規則の一部を改正する規則。

質疑はありますか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、次の議案に移ります。

議案第49号 置戸町議会傍聴規則の一部を改正する規則。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第48号 置戸町議会会議規則の一部を改正する規則から議案第49号 置戸町議会傍聴規則の一部を改正する規則までの2件について一括討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 討論なしと認めます。

これから、議案第48号 置戸町議会会議規則の一部を改正する規則から議案第49号 置戸町議会傍聴規則の一部を改正する規則までの2件を一括して採決します。

議案第48号から議案第49号までの2件については、いずれも原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第48号 置戸町議会会議規則の一部を改正する規則から議案第49号 置戸町議会傍聴規則の一部を改正する規則までの2件については、いずれも原案のとおり可決されました。

◎日程第 6 議案第50号 「福祉の夢」サポート基金条例の制定についてから

◎日程第17 議案第61号 工事請負契約の締結についてまで
————— 12件 一括議題 —————

○佐藤議長 日程第6 議案第50号 「福祉の夢」サポート基金条例の制定についてから日程第17 議案第61号 工事請負契約の締結についてまでの12件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○井上町長 ただいま議題となりました議案第50号は、「福祉の夢」サポート基金条例の制定についてであります。議案の内容につきましては、学校教育課長よりご説明を申し上げます。また、議案第61号は、工事請負契約の締結についてでございます。議案の内容については、総務課長よりご説明を申し上げます。なお、この間のそれぞれの議案については、それぞれ担当課長より議案の内容についてご説明を申し上げます。

〈議案第50号 「福祉の夢」サポート基金条例の制定について〉

○佐藤議長 まず、議案第50号 「福祉の夢」サポート基金条例の制定について。

学校教育課長。

○葦島学校教育課長 議案第50号 「福祉の夢」サポート基金条例の制定について、ご説明いたします。

「福祉の夢」サポート基金条例を次のとおり定める。

「福祉の夢」サポート基金条例。

この条例は、平成28年度より、北海道立置戸高等学校に在籍する生徒に対しまして、新たに改正いたします、給付型の奨学金、「福祉の夢」サポート奨学金制度の実施にあたり、新たな基金を創設し運用するため制定するものでございます。

第1条では、目的及び設置について規定しています。第2条では、基金の額について規定しています。第3条では、基金の管理方法について規定しています。第4条では、運用益金の処理方法について規定をしています。第5条では、この基金により新たに創設する奨学金制度、「福祉の夢」サポート奨学金について規定をしています。第6条では、町長への委任について規定をしています。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

以上で、議案第50号の説明を終わります。

〈議案第51号 置戸町個人情報保護条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に、議案第51号 置戸町個人情報保護条例の一部を改正する条例。

総務課長。

○菅野総務課長 議案第51号 置戸町個人情報保護条例の一部を改正する条例。

置戸町個人情報保護条例（平成15年条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正理由につきましては、別冊議案第51号 置戸町個人情報保護条例の一部を改正する条例新旧対照表で説明いたしますのでご覧ください。

まず、改正理由についてご説明いたします。

行政手続きにおける、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、番号法といわれています。この番号法制定に伴い、個人番号をその内容に含む個人情報を特定個人情報といい、その保護を図るため改正を行うものです。

条例改正の趣旨は、番号法が平成25年5月31日に公布され、平成27年10月5日に施行、平成28年1月から個人番号の利用が開始されます。番号法は、住民票を有する全ての個人に個人番号を付番することにより、きめ細やかな社会保障給付や行政事務及び手続きの簡素化、負担軽減が実現でき、これらの業務の実施過程において多くの個人情報が利活用されます。個人番号が付された個人情報については、個人識別性が極めて高いことから、一般の個人情報よりも更に厳格な個人情報保護措置を講じる必要があり、番号法や行政機関の保有する、個人情報の保護に関する法律の規定により、地方公共団体においても必要な措置を講ずることが求められています。このことから、本町が保有する特定個人情報について必要な措置を講ずるため、条例を改正するものです。

主な改正内容については、定義の改正として、第2条で番号法で新たに定義された、個人情報、情報提供等記録、特定情報ファイルの用語を条例で定義として追加するものです。第5条の2で、特定個人情報保護評価。第5条の3で、特定個人情報ファイルの保有に関する事前通知。第5条の4で、特定個人情報ファイル簿の作成及び公表について追加し、第7条の2で、特定個人情報の利用の制限として、利用目的以外の目的での利用に関する規定を定めています。特定個人情報、情報提供と記録を除きます。利用目的以外の目的のために利用できる条件としては、現行規定の個人情報より更に例外事由を厳格に定めます。情報提供等記録については、利用目的以外の目的での利用が想定されていないため、利用目的以外の目的の利用を禁止します。追加規定として、目的外利用に、個人の生命、

身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときのみと認めるものとしております。第7条の3で、提供制限に関する規定。番号法において、特定個人情報を提供することができるのは、番号法第19条各号に掲げられた個人に規定されているため、置戸町個人情報保護条例でも特定個人情報を提供することができる場合を番号法第19条各号に掲げられた場合に限定しています。第11条、第14条で、開示請求に関する規定。特定個人情報については、その性格から本人の関与についてより一層の保護が必要であると考えられることから、本人及び法定代理人に加え、委任代理人に対しても開示請求、訂正請求を行うことを認めるものです。第16条から第18条までで、特定個人情報に関する開示請求を30日以内に定め、第23条の2で、情報提供等記録の提供先等への通知について。第27条は、不服の申立て。第30条は、事業者の責務。第36条、苦情の処理。第38条、出資法人等の責務の条に、個人情報に該当しない特定個人情報について追加しております。

本議案にお戻りください。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月1日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第5条の次に3条を加える改正規定（第5条の3に係る部分に限る。）

公布の日

(2) 第7条の次に2条を加える改正規定（第7条の3に係る部分に限る。）

番号法の施行の日（平成27年10月5日）

(3) 第23条の次に1条を加える改正規定 番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日
以上で、議案第51号の説明を終わります。

〈議案第52号 置戸町手数料徴収条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に、議案第52号 置戸町手数料徴収条例の一部を改正する条例。

町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 議案第52号 置戸町手数料徴収条例の一部を改正する条例。

置戸町手数料徴収条例（平成18年条例第6号）の一部を次のように改正する。

平成27年10月より、マイナンバー通知カードの送付が始まりますが、初回の交付は無料ですが、紛失等により再交付が必要となった場合、再発効の実費分が必要となるため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容をご説明いたしますので、別冊の資料、議案第52号説明資料 置戸町手数料徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。左の欄は改正案、右の案は現行となっています。第2条中第27号を第28号とし、第26号を第27号とし、第25号の次に第26号として、通知カードの再交付手数料、1枚につき500円の規定を追加するものです。

本議案にお戻りください。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25

年法律第27号)の施行の日(平成27年10月5日)から施行する。

以上で、議案第52号の説明を終わります。

〈議案第53号 平成27年度置戸町一般会計補正予算(第5号)〉

○佐藤議長 次に、議案第53号 平成27年度置戸町一般会計補正予算(第5号)。

町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 議案第53号について説明をいたします。

平成27年度置戸町一般会計補正予算(第5号)。

平成27年度置戸町の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,363万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,742万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、後ほど別冊の平成27年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書(第5号)により説明いたします。

第2条 地方債の補正について説明いたしますので、本議案の3ページをお開きください。

第2表 地方債補正。

今回の補正は、臨時財政対策債の変更となります。臨時財政対策債の発行額は、毎年普通交付税の算定の中で決定します。本年度の交付税の算定を終え、発行額が決定いたしましたことから、補正前の限度額1億2,800万円を、補正後1億4,131万9,000円に変更するものです。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更はありません。

次に、事項別明細書により説明いたしますので、事項別明細書の最終ページ、16ページをご覧ください。

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書になります。区分の欄、3. その他。(4)特別債の当該年度中増減見込み額の起債見込み額の欄、1億2,800万円を1億4,131万9,000円に変更いたしました。一番下の合計欄ですが、本年度の起債見込み額は、3億6,521万9,000円。一番右側、当該年度末現在見込み額は、46億4,851万3,000円となります。

引き続き、第1条の歳入歳出予算の補正について説明いたしますので、事項別明細書の6ページ、7ページをお開きください。

(以下、町づくり企画課長説明、記載省略。平成27年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書(第5号)、別添のとおり)

○佐藤議長 提案理由の説明中ですが、しばらく休憩します。11時から再開します。

休憩 10時38分

再開 11時00分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。議案の説明を続けます。

〈議案第53号 平成27年度置戸町一般会計補正予算(第5号)〉

○佐藤議長 議案第53号 平成27年度置戸町一般会計補正予算(第5号)。事項別明細書、10ページ、11ページ。歳出、5款労働費、1項労働諸費。季節労働者冬季雇用対策に要する経費から。産業振興課長。

(以下、産業振興課長説明、記載省略。平成27年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書(第5号)、別添のとおり)

〈議案第54号 平成27年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)〉

○佐藤議長 次に、議案第54号 平成27年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)。町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 議案第54号 平成27年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

平成27年度置戸町の国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,242万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、第1表 歳入歳出予算補正について、別冊の置戸町国民健康保険特別会計補正予算事項別明細書(第1号)、歳出より説明いたしますので、事項別明細書の4ページ、5ページをお開きください。

(以下町民生活課長説明、記載省略。平成27年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算事項別明細書(第1号)、別添のとおり)

〈議案第55号 平成27年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)〉

○佐藤議長 次に、議案第55号 平成27年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)。地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 議案第55号について説明をいたします。

平成27年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)。

平成27年度置戸町の介護保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ639万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,459万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金

額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、別冊の平成27年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算事項別明細書(第2号)により説明いたしますので、事項別明細書の4ページ、5ページをお開きください。

(以下地域福祉センター所長説明、記載省略。平成27年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算事項別明細書(第2号)、別添のとおり)

〈議案第56号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について〉

○佐藤議長 次に、議案第56号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について。総務課長。

○菅野総務課長 議案第56号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について説明いたします。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約を次のとおり変更する。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を変更する規約。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約(昭和43年5月1日地方第722号指令許可)の一部を次のように変更する。

変更理由について説明いたしますので、別冊議案第56号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更新旧対照表をご覧ください。

第1条の変更は、当組合理約の文言整理のためです。加入脱退する団体が生じたため、規約別表第1を改正する必要が生じたためです。道央地区環境衛生組合及び南渡島青少年指導センター組合が平成27年3月31日解散により脱退し、とかち広域消防事務組合が加入し、西十勝消防組合、北十勝消防事務組合、東十勝消防事務組合及び南十勝消防事務組合が平成28年3月31日解散により脱退することに伴い改正するものです。加入団体、脱退組合は、太文字とアンダーラインで示しております。

本議案にお戻りください。

附 則

この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定中、東十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合、北十勝消防事務組合を削る部分は、平成28年4月1日から施行する。

以上で、議案第56号の説明を終わります。

〈議案第57号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について〉

○佐藤議長 次に、議案第57号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について。総務課長。

○菅野総務課長 議案第57号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について説明いたします。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合理約を次のとおり変更する。

北海道市町村総合事務組合理約の一部を変更する規約。

北海道市町村総合事務組合理約（平成7年3月7日市町村第1973号指令）の一部を次のように変更する。

変更理由について説明いたしますので、別冊議案第57号 北海道市町村総合事務組合理約の変更新旧対照表をご覧ください。

構成団体について、6団体の脱退と1団体の加入に伴う北海道市町村総合事務組合理約、別表第1の変更を協議するため、並びに共同処理する第1項から第7項の事務について、5団体の脱退と18団体の加入及び共同処理する第9項の事務について、6団体の脱退と1団体の加入に伴う同規約別表2の変更について協議するため本案を提出するものです。脱退及び加入団体は、先程、北海道町村議会議員公務災害報償等組合で説明した団体でございます。加入団体、脱退団体を太字とアンダーラインで示しております。

本議案にお戻りください。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。ただし、別表第1（第2条関係）十勝総合振興局（25）の項中の改正規定（「、とかち広域消防事務組合」を加える改正規定を除く。）別表第2（第3条関係）1から7の項の共同処理する団体欄中の改正規定及び別表第2（第3条関係）9の項の共同処理する団体欄中の改正規定（「、道央地区環境衛生組合」、「南渡島青少年指導センター組合」を削る改正規定及び「、とかち広域消防事務組合」を加える改正規定を除く。）は、平成28年4月1日から施行する。

以上で、議案第57号の説明を終わります。

〈議案第58号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について〉

○佐藤議長 次に、議案第58号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について。

総務課長。

○菅野総務課長 議案第58号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について説明いたします。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合を次のとおり変更する。

北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約。

北海道市町村職員退職手当組合理約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように変更する。

変更理由について説明いたしますので、別冊議案第58号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更新旧対照表をご覧ください。

構成団体について、6団体の脱退と1団体の加入に伴う北海道市町村職員退職手当組合理約、別表を変更すること及び規約を左横書きに改めることについて協議するため本案を提出するものであります。脱退及び加入団体は、先程、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更で説明した団体であります。加入団体、脱退団体を太字とアンダーラインで示しております。

本議案にお戻りください。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。ただし、別表の（十勝）の項の改正規定（「とちち広域消防事務組合」を加える改正規定を除く。）は平成28年4月1日から施行する。

（規約の左横書き）

- 2 変更後の北海道市町村職員退職手当組合理約は、左横書きに改める。この場合において、漢数字は、固有名詞の全部又は一部をなす場合又は熟語の一部をなす場合以外はアラビア数字に、号の番号は、横括弧で囲んだものに、第5条の表中「同上」を「同左」に、表及び別表の構成は、変更前の規約における右方は変更後における上方と、変更前の規約における上方は変更後の規約における左方とし、促音として用いる「つ」の表記が大書きのものは、小書きに改める。

以上で、議案第58号の説明を終わります。

〈議案第59号 工事請負契約の締結について〉

○佐藤議長 次に、議案第59号 工事請負契約の締結について。

総務課長。

○菅野総務課長 議案第59号 工事請負契約の締結について説明申し上げます。

次により工事請負契約を締結したので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

記

- 1、目的、社会資本整備総合交付金事業、橋梁長寿命化修繕工事（その2）。

工事の概要ですが、昨年に続き置戸町境野1号橋補修の上部工1から2径間補修工事であります。

- 2、方法、指名競争入札。

- 3、金額、6,912万円。

- 4、相手方、常呂郡置戸町字置戸22番地の3、北進工業株式会社代表取締役鈴木栄樹。

なお、工期につきましては、平成28年3月18日までとしております。次に、入札の執行状況についてお知らせいたします。入札執行日は、平成27年9月1日に実施しました。入札業者は、町内及び町外の建設業者4社、入札回数は1回で落札となりました。

以上で、議案第59号の説明を終わります。

〈議案第60号 工事請負契約の締結について〉

○佐藤議長 次に、議案第60号 工事請負契約の締結について。

総務課長。

○菅野総務課長 議案第60号 工事請負契約の締結について説明申し上げます。

次により工事請負契約を締結したので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

記

- 1、目的、置戸地区簡易水道再編推進事業、送配水管布設工事（その3）。

工事の場所は、置戸町字北光豊住。工事の概要ですが、施工延長3,000メートル。その内訳は、ダクタイル鋳鉄管150ミリ及び100ミリを布設。推進工2箇所、橋梁添架1箇所を整備しようとするものです。なお、議案第60・61号説明資料、置戸地区簡易水道再編推進事業送配水管布設工

事位置図に、工事場所、布設区間を示しておりますので後ほどご覧ください。

2、方法、指名競争入札。

3、金額、1億2,787万2,000円。

4、相手方、北進・吉崎経常建設共同企業体。代表者、常呂郡置戸町字置戸2番地の3、北進工業株式会社代表取締役鈴木栄樹。構成員、北見市北4条東7丁目1番地、株式会社吉崎工業所代表取締役徳本章。

なお、工期につきましては、平成28年2月29日までとしております。入札の執行状況についてお知らせいたします。入札執行日は、平成27年9月1日に実施しました。入札業者は、町内及び町外の建設業者で構成する経常建設共同企業体5社、入札回数は1回で落札となりました。

以上で、議案第60号の説明を終わります。

〈議案第61号 工事請負契約の締結について〉

○佐藤議長 次に、議案第61号 工事請負契約の締結について。

総務課長。

○菅野総務課長 議案第61号 工事請負契約の締結について説明申し上げます。

次により工事請負契約を締結したので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

記

1、目的、置戸地区簡易水道再編推進事業、送配水管布設工事（その4）。

工事場所は、置戸町字北光、拓殖地区です。工事の概要ですが、施工延長2,200メートル。その内訳は、ダクタイル鋳鉄管150ミリ及び硬質塩化ビニール管を布設。橋梁添架1箇所。着水井1箇所。送水ポンプ場1箇所を整備しようとするものです。なお、先程お話したとおり、議案第60・61号説明資料に、位置図及び布設区間を示しておりますので後ほどご覧ください。

2、方法、指名競争入札。

3、金額、1億5,228万円。

4、相手方、遠藤組・天内工業経常建設共同企業体。代表者、常呂郡置戸町字置戸2番地の22、株式会社遠藤組代表取締役遠藤耐藏。構成員、北見市東相内町10番地7、天内工業株式会社代表取締役伊藤嘉高。

なお、工期につきましては、平成28年3月18日までとしております。入札の執行状況についてお知らせいたします。入札執行日は、平成27年9月1日に実施しました。入札業者は、町内及び町外の建設業者で構成する経常建設共同企業体5社、入札回数は1回で落札となりました。

以上で、議案第61号の説明を終わります。

○佐藤議長 これで、議案第50号から議案第61号までの提案理由の説明を終わります。

◎日程第18 同意第4号 置戸町教育委員会委員の任命について

○佐藤議長 日程第18 同意第4号 置戸町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○井上町長 ただいま議題となりました同意第4号は、置戸町教育委員会委員の任命についてでございます。本町教育委員会委員 三好秀市氏は、平成27年9月30日付をもって任期満了となるので、後任に次の者を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるとでございます。

後任の方ですが、住所は常呂郡置戸町字置戸398番地の105。氏名は三好秀市氏でございます。生年月日は昭和47年4月4日生まれで、現在満43歳でございます。

三好秀市氏の略歴等について簡単に申し上げたいと存じます。平成3年の3月に北海道北見北斗高校を卒業され、平成7年3月に日本大学商学部を卒業されております。同年4月にお父さんが経営されております有限会社三好産業に入社されまして、現在は三好産業の工場長であります。また、平成18年の4月には有限会社三好木材店の営業部長さんをなさっております。平成16年にご結婚されまして、現在、お子さんは男のお子さんが1人いらっしゃいます。主な役職であります。平成12年の12月から現在まで森林工芸館どま工房の運営委員をなさっております。また、平成24年の4月から現在までありますが、置戸町行政評価委員会の委員を務めていただいております。また、平成23年の4月から2年間、置戸町商工会青年部長を務められております。教育委員には、平成24年の9月11日に片倉重一氏の後任ということで、3年間の残任期間を9月30日まで務めていただくということになっております。したがって、2期目の今年の10月1日から4年間の平成31年9月30日までの任期ということになります。同意についてよろしくお願い申し上げます。

○佐藤議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

討論は置戸町議会運用例により省略します。

これから同意第4号 置戸町教育委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に同意することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、同意第4号 置戸町教育委員会委員の任命については同意することに決定しました。

◎日程第19 認定第1号 平成26年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから

◎日程第25 認定第7号 平成26年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてまで

————— 7件 一括議題 —————

○佐藤議長 日程第19 認定第1号 平成26年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから
日程第25 認定第7号 平成26年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの7件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○井上町長 ただいま議題となりました認定第1号は、平成26年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。また、認定第7号は平成26年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。この間の認定につきまして、それぞれ内容につきましては町づくり企画課長よりご説明を申し上げます。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 認定第1号について説明いたします。決算の認定の説明に入ります前に各会計に共通する経過と提出いたしました資料について説明をいたします。平成26年度の各会計決算につきましては、6月18日会計管理者より提出があり、内容を精査の上、関係書類を添えて8月3日監査委員の審査に付したところでございます。8月28日、監査委員より審査意見書が提出されましたので、地方自治法第233条第3項の規定により今定例会に提案し、議会の認定に付するものでございます。

次に、お配りいたしました資料ですが、黄緑色の表紙のものは平成26年度置戸町一般会計・特別会計決算書となります。政令で定める付帯資料として、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書を会計ごとにまとめ、189ページからは財産に関する調書、201ページからは基金運用調書を添付しております。

このほか別冊で、法に定める資料として各会計決算に係る主要な施策の成果に関する説明書、監査委員の審査意見書。参考資料といたしまして黄色い表紙の平成26年度一般会計・特別会計決算に関する説明資料及び事務報告書を添付しております。

〈認定第1号 平成26年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定について〉

○栗生町づくり企画課長 それでは認定第1号 平成26年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定について説明をいたします。

一般会計・特別会計の決算状況を会計ごとの実質収支に関する調書で説明いたしますので、黄緑色の表紙の平成26年度置戸町一般会計特別会計決算書、88ページをお開きください。一般会計実質収支に関する調書になります。歳入総額45億1,867万5,000円。歳出総額43億7,304万9,000円。歳入歳出差引額は1億4,562万6,000円となります。翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費繰越額の303万3,000円を差し引いて、実質収支額は1億4,259万3,000円となります。実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は1億1,000万円とし、財政調整基金に積み立てをいたしました。残りました3,259万3,000円は平成27年度に繰り越しをいたしました。

以上で、認定第1号の説明を終わります。

〈認定第2号 平成26年度置戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について〉

○栗生町づくり企画課長 続きまして認定第2号について説明いたしますので、決算書の114ページをお開きください。

認定第2号 平成26年度置戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

国民健康保険特別会計実質収支に関する調書になります。歳入総額4億7,932万4,000円、

歳出総額4億7,051万1,000円、歳入歳出差引額は881万3,000円となります。翌年度に繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は881万3,000円となります。実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は500万円とし、国民健康保険特別会計財政調整基金に積み立てをいたしました。残りまして381万3,000円は平成27年度に繰り越しをいたしました。

以上で、認定第2号の説明を終わります。

〈認定第3号 平成26年度置戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について〉

○栗生町づくり企画課長 続きまして認定第3号について説明いたしますので、決算書の126ページをお開きください。

認定第3号 平成26年度置戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

後期高齢者医療特別会計実質収支に関する調書になります。歳入総額5,327万1,000円、歳出総額5,326万円、歳入歳出差引額は1万1,000円となります。翌年度に繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は1万1,000円となり平成27年度に繰り越しをいたしました。

以上で、認定第3号の説明を終わります。

〈認定第4号 平成26年度置戸町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について〉

○栗生町づくり企画課長 続きまして認定第4号について説明いたしますので、決算書の148ページをお開きください。

認定第4号 平成26年度置戸町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

介護保険事業特別会計実質収支に関する調書になります。歳入総額3億1,564万1,000円、歳出総額3億1,196万2,000円、歳入歳出差引額は367万9,000円となります。翌年度に繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は367万9,000円となります。実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額を全額の367万9,000円とし、介護給付費準備基金に積み立てをいたしました。

以上で、認定第4号の説明を終わります。

〈認定第5号 平成26年度置戸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について〉

○栗生町づくり企画課長 続きまして認定第5号について説明いたしますので、決算書の160ページをお開きください。

認定第5号 平成26年度置戸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

介護サービス事業特別会計実質収支に関する調書になります。歳入総額並びに歳出総額はいずれも1,292万9,000円となり、歳入歳出差引額及び実質収支額は0円となります。

以上で、認定第5号の説明を終わります。

〈認定第6号 平成26年度置戸町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について〉

○栗生町づくり企画課長 続きまして認定第6号について説明いたしますので、決算書の174ページをお開きください。

認定第6号 平成26年度置戸町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について。

簡易水道特別会計実質収支に関する調書になります。歳入総額6億3,276万5,000円、歳出総額6億3,265万円、歳入歳出差引額は11万5,000円となります。翌年度に繰り越すべ

き財源、繰越明許費繰越額の10万1,000円を差し引いて、実質収支額は1万4,000円となり平成27年度に繰り越しをいたしました。

以上で、認定第6号の説明を終わります。

〈認定第7号 平成26年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について〉

○栗生町づくり企画課長 続きまして認定第7号について説明いたしますので、決算書の188ページをお開きください。

認定第7号 平成26年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について。

下水道特別会計実質収支に関する調書になります。歳入総額2億8,458万4,000円、歳出総額2億8,457万円、歳入歳出差引額は1万4,000円となります。翌年度に繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は1万4,000円となり、平成27年度に繰り越しをいたしました。

以上で、認定第1号から第7号までの説明を終わります。

○佐藤議長 しばらく休憩します。午後1時から再開します。

休憩	12時01分
再開	13時00分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、認定第1号から認定第7号までの質疑を行います。

議案の順序で行います。

まず、認定第1号 平成26年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次の議案に移ります。

認定第2号 平成26年度置戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次の議案に移ります。

認定第3号 平成26年度置戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次の議案に移ります。

認定第4号 平成26年度置戸町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次の議案に移ります。

認定第5号 平成26年度置戸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次の議案に移ります。

認定第6号 平成26年度置戸町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次の議案に移ります。

認定第7号 平成26年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければこれで質疑を終わります。

全体を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければこれで質疑を終わります。

お諮りします。

認定第1号 平成26年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第7号 平成26年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの7件については、いずれも置戸町議会委員会条例第4条の規定によって、4人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号 平成26年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第7号 平成26年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの7件については、いずれも4人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会委員の選任については、置戸町議会委員会条例第6条の規定によって、1番 前田篤議員、2番 澁谷恒壹議員、4番 佐藤勇治議員、5番 阿部光久議員、以上4人の議員を指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました4人の議員を決算審査特別委員会の委員に選任することに決定しました。

ただいま選任されました決算審査特別委員会の委員に申し上げます。本日の会議終了後、議員控室において、第1回決算審査特別委員会を開催し、委員長の互選を行うよう置戸町議会委員会条例第8

条第1項の規定により、口頭をもって通知します。

◎日程第26 報告第8号 平成26年度置戸町財政健全化及び
経営健全化の比率について

○佐藤議長 日程第26 報告第8号 平成26年度置戸町財政健全化及び経営健全化の比率についてを議題とします。

本案に対し報告を求めます。

町長。

○井上町長 ただいま議題となりました報告第8号は、平成26年度置戸町財政健全化及び経営健全化の比率についてでございます。内容につきましては、町づくり企画課長よりご説明を申し上げます。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 報告第8号について説明いたします。

平成26年度置戸町財政健全化及び経営健全化の比率について。

平成26年度置戸町財政健全化及び経営健全化の比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づく報告となりますが、財政健全化の比率、経営健全化の比率、監査委員の平成26年度財政健全化及び経営健全化の審査意見についてご説明いたします。

1番目の財政健全化の比率についてですが、平成26年度における健全化判断比率は実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率についての数値はございません。実質公債費比率が7.0%となり、前年度より0.5ポイントの減少となりました。なお、自主的な財政再建計画などが義務付けられる早期健全化基準はそれぞれの欄に記載のとおりです。

2番目の経営健全化の比率についてですが、簡易水道特別会計、下水道特別会計ともに資金不足比率の数値はありません。なお経営健全化計画を定めなければならないとされる経営健全化基準はそれぞれの欄に記載のとおりです。

3番目の監査委員の平成26年度財政健全化及び経営健全化の審査意見につきましては、別紙のとおり審査意見書に記載されておりますが、いずれも是正改善を要する事項の指摘はございませんでした。

以上で、報告第8号の説明を終わります。

○佐藤議長 報告に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければこれで報告済とします。

◎日程第27 報告第9号 専決処分の報告について

○佐藤議長 日程第27 報告第9号 専決処分の報告についてを議題とします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○田中事務局長 報告第9号について申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づく、議会の委任による専決処分について、同条第2項の規定により、お手元に配付のとおり処分報告がありました。

報告を終わります。

○佐藤議長 報告に対し、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければこれで報告済とします。

◎日程第28 報告第10号 専決処分の報告について

○佐藤議長 日程第28 報告第10号 専決処分の報告についてを議題とします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○田中事務局長 報告第10号について申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づく、議会の委任による専決処分について、同条第2項の規定により、お手元に配付のとおり処分報告がありました。

報告を終わります。

○佐藤議長 報告に対し、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければこれで報告済とします。

◎日程第29 報告第11号 例月出納検査の結果報告について

○佐藤議長 日程第29 報告第11号 例月出納検査の結果報告について。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○田中事務局長 監査委員が平成27年5月31日、6月30日及び7月31日現在の出納状況について検査を執行され、お手元に配付のとおり結果報告がありました。

報告を終わります。

○佐藤議長 これで報告済とします。

◎散会の議決

○佐藤議長 以上で本日の日程は全部終了しました。

◎散会宣言

○佐藤議長 本日はこれで散会します。

散会 13時11分

平成27年第7回置戸町議会定例会（第2号）

平成27年9月11日（金曜日）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第50号 「福祉の夢」サポート基金条例の制定について
- 日程第 4 議案第51号 置戸町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第52号 置戸町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第53号 平成27年度置戸町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第 7 議案第54号 平成27年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第55号 平成27年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第56号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
- 日程第10 議案第57号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について
- 日程第11 議案第58号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第12 議案第59号 工事請負契約の締結について
- 日程第13 議案第60号 工事請負契約の締結について
- 日程第14 議案第61号 工事請負契約の締結について
- 日程第15 決議案第2号 事務検査に関する決議
- 日程第16 意見書案第 6号 林産・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める
要望意見書
- 日程第17 意見書案第 7号 憲法解釈変更による集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回と関連
法「改正」反対を求める要望意見書
- 日程第18 意見書案第 8号 平成27年度北海道最低賃金改正等に関する要望意見書
- 日程第19 意見書案第 9号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以
下学級」の実現を目指す教職員定数改善、就学保障充実など20
16年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた要望
意見書
- 日程第20 意見書案第10号 道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子ども
の実態に応じた高校づくりの実現を求める要望意見書
- 日程第21 意見書案第11号 地方財政の充実・強化を求める要望意見書
- 日程第22 意見書案第12号 介護報酬の再改定を求める要望意見書
- 日程第23 議員の派遣について

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第 50号 「福祉の夢」サポート基金条例の制定について
- 日程第 4 議案第 51号 置戸町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 52号 置戸町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 53号 平成27年度置戸町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第 7 議案第 54号 平成27年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 8 議案第 55号 平成27年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 9 議案第 56号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 日程第10 議案第 57号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第11 議案第 58号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第12 議案第 59号 工事請負契約の締結について
- 日程第13 議案第 60号 工事請負契約の締結について
- 日程第14 議案第 61号 工事請負契約の締結について
- 日程第15 決議案第2号 事務検査に関する決議
- 日程第16 意見書案第 6号 林産・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める
要望意見書
- 日程第17 意見書案第 7号 憲法解釈変更による集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回と関連
法「改正」反対を求める要望意見書
- 日程第18 意見書案第 8号 平成27年度北海道最低賃金改正等に関する要望意見書
- 日程第19 意見書案第 9号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人
以下学級」の実現を目指す教職員定数改善、就学保障充実など20
16年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた要望
意見書
- 日程第20 意見書案第10号 道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子ども
の実態に応じた高校づくりの実現を求める要望意見書
- 日程第21 意見書案第11号 地方財政の充実・強化を求める要望意見書
- 日程第22 意見書案第12号 介護報酬の再改定を求める要望意見書
- 日程第23 議員の派遣について

○出席議員(10名)

- | | | | | | |
|----|-------|----|----|-------|----|
| 1番 | 前田 篤 | 議員 | 2番 | 澁谷 恒壹 | 議員 |
| 3番 | 高谷 勲 | 議員 | 4番 | 佐藤 勇治 | 議員 |
| 5番 | 阿部 光久 | 議員 | 6番 | 岩藤 孝一 | 議員 |
| 7番 | 小林 満 | 議員 | 8番 | 石井 伸二 | 議員 |

9番 嘉藤 均 議員

10番 佐藤 純一 議員

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町長部局〉

町長	井上久男	副町長	和田薫
会計管理者	鎌田満	町づくり企画課長	栗生貞幸
総務課長	菅野博敏	総務課参与	東誠
町民生活課長	鈴木伸哉	産業振興課長	坂口博昭
施設整備課長	大戸基史	地域福祉センター所長	鈴木正美
施設整備課技監	高橋一史	総務係長	芳賀真由美
町づくり企画課財政係長	小島敦志		

〈教育委員会部局〉

教育長	平野毅	学校教育課長	蓑島賢治
社会教育課長	今西輝代	森林工芸館長	五十嵐勝昭
図書館長	深川正美		

〈農業委員会部局〉

事務局長 坂口博昭（兼）

〈選挙管理委員会部局〉

事務局長 菅野博敏（兼）

〈監査委員部局〉

代表監査委員 本間靖洋

○職務のため出席した事務局員の職氏名

事務局長	田中英規	議事係長	尾俊輔
臨時事務職員	中田美紀		

◎開議宣告

○佐藤議長 これから本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○佐藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は置戸町議会会議規則第122条の規定によって、2番 澁谷恒壹議員及び3番 高谷勲議員を指名します。

◎諸般の報告

○佐藤議長 これから諸般の報告をします。

9月10日に開催されました決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果報告が議長にありましたので報告いたします。

決算審査特別委員会の委員長には5番 阿部光久委員、副委員長には2番 澁谷恒壹委員が互選されました。その他の事項については、事務局長から報告させます。

事務局長。

○田中事務局長 本日議会から提出された事件は、次のとおりです。

- ・決議案第2号。
- ・意見書案第6号から意見書案第12号。
- ・議員の派遣について。

本日の説明員は前日の名簿のとおりです。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

報告を終わります。

○佐藤議長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 一般質問

○佐藤議長 日程第2 一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

9番 嘉藤均議員。

○9番 嘉藤均議員〔一般質問席〕 通告にしたがいまして町長に食のまちづくりについて質問いたします。

食のまちづくり推進事業も4年目を迎えました。公民館サロンも3年間で30回以上の開催ということで、町民の皆様にも定着しておりますし、賑わいを見せているところです。地産地消や食育はもちろん、町民の交流の場にもなっています。また、各種料理教室や栄養士連絡会議の組織化と幅広く活動が進められているところであります。昨年度は、こども園どんぐりの給食が農林水産大臣賞を受賞するなど、町の内外から高い評価を受けており、私も大変嬉しく思っておりますし、今後の展開に

も期待をするものであります。一方、農産加工や開発研究を担ってきた旧開発センターは、施設や備品の老朽化で十分な利用がされていないのが現状です。近隣の町村に出向き、農産加工施設を利用している個人やグループがいると聞いておりますし、置戸にもそんな施設をと望む声が少なくありません。

そこで、今回の地方創生総合戦略の中に一次産業、農業の町として食のまちづくりを盛り込むことはできないかということと、食のまちづくりに対する町長のお考えをお聞きします。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 食のまちづくり推進事業についてということではありますが、ご承知のように、平成24年度の事業開始から4年を迎えているわけでありまして。代表的な事業の一つであります、公民館サロンは、8月で33回目を迎えたということでありまして。そして、毎回多くの参加者で賑わっているということも承知しております。私も何回か参加をさせていただいておりますけれども、その時その時でのいろんな工夫がなされているなというふうにも思っております。地元の食材を使って、料理ボランティアの家庭の味付けを大切にしながら、食のアドバイザーであります、佐々木十美さんの指導のもとで、参加者の食育と地産地消の意識付けが自然と進んでいるように思います。また、地域への食育促進のための、各世代別の料理教室、これが年間数回開催しているようにも聞いております。平成25年度には、栄養士連絡会議を組織されまして、それぞれが所属する施設での食育或いは地産地消を進めているようにも思います。従来は、給食センターが単独で行っていた取り組みを栄養士連絡会議の中で情報交換をして、協力していただける農家との意見交換等も進めながら、置戸の農作物で各施設に提供ができるような体制というのもできつつあるというふうに思います。今後は、さらに協力農家の枠を広げ、提供できる地元の農作物の種類或いは数量を増やしていきたいというのが目標値としてあるだろうというふうに思います。

これらの事業を通して、今後の目標といいますか、方向性としては、協力農家による旬の地元野菜を扱う青空市場といいたいでしょうか、こんなことも目標値の一つとしてあるのかなという感じもいたします。

議員もご承知のように、例えば、境野でのあぐりセンターといいたいでしょうか、ここにもそうした思いで施設的にも工夫をこらしてつくったというふうに思っております。数回はそうしたことがあったと思いますが、なかなかそれが継続して続いていないというのも現実だろうというふうに思います。しかし、今、地元の野菜を、あるいは地元の生産物といいたいでしょうか、そういうことが広く提供していきかないかという、そうした機運といいたいでしょうか、動きは今なお続いているわけでありまして、そうした意味では、置戸の豊富な資源といつか、そういうものがあるわけでありまして、そうしたことを考えますと、青空市場的なものの開設というのも一つの方法であろうと、こういうふうに思います。また、公民館サロンがこれほど人気を博しているといいたいでしょうか、来てくれている人達の年齢構成ももちろんそうでありまして、多くの人達がそれを認めているといいたいでしょうか、認識をしているということから考えていきますと、もう少しステップアップして地域レストランというようなものも考えられるのかなと、そんなふうに思います。

こうした取り組みを進めるためには、いろんな方法といつか、期待値というのはあるんだろうというふうに思いますけれども、教育委員会あるいは行政のそうした意味では枠を超えて、農協あるいは

商工会などとの連携あるいは積極的な取り組みが非常に重要なことなんだろうというふうに思います。もちろんそうした中で、行政として支援も検討していきたいと、そんなふうに考えております。

これらの事業の推進にあたって、議員もご承知のように、第5次の総合計画、この後期の5ヶ年の中に、食のまちづくり推進事業として、ハード、ソフト両面で、予算計上といいたいまいしょうか、計画の中に謳いこんでいるわけでありまして。そうした中で、ハード事業として中央公民館への食品加工施設の改修ということも謳いこんでおります。これは議員からもお話がありましたけれども、森林工芸館にある農産加工施設の機能というものを公民館の方に移したらどうかという考え方が一つあります。そうしたことを想定しての後期5ヶ年計画に謳いこんだ内容であります。しかし、公民館の方に移すとしても大きな施設改修が必要になってくるというものになっておりますので、その辺のことについては十分検討しなければならないというふうに思います。今の後期計画の中には、平成30年改修といいたいまいしょうか、そんなふうに位置付けをしているところでありまして。今申し上げましたように、機能を公民館の方に移すかどうかという議論が必要であろうと、十分な議論が必要であろうと、そのように考えております。

また、ソフト面でのことにつきましては、ご承知のように食のアドバイザーを配置していますし、食育あるいは地産地消の推進事業の経費としても若干であります計上しているところでありまして。

議員の方からお話がありましたけれども、こうした食のまちづくりについて、あるいは、この事業の推進にあたって、地方創生における総合戦略において計上できないかどうかっていうお話がありましたけれども、結論的には、もちろんできるということでありまして。そこには、地域経済の活性化あるいは雇用の創出、そうしたことも念頭において、当然ながら議論も必要だろうというふうに思います。庁舎の中には、職員でありますけれども、プロジェクトチーム、そしてこれから具体的に要請をし動いていくということになります町内の有識者会議、これを設置する予定でありますけれども、こうした中でも検討をより深めたいと、そのように考えております。

○佐藤議長 9番。

○9番 嘉藤議員〔一般質問席〕 町長から答弁をいただきました。建物ありきでないということは、私も十分感じておりますけれども、しかし、先程言いましたけれども、他の町村へ行って結構施設を利用して農産加工している人達がいるという話も現実でありますし、また、そういう人達からも何とか町内にそういう施設が欲しいという話も多く出ております。また、昨日、行政報告の中で、勝山の農業法人の関係でも独自化という話がありました。やはり食のまちでありますから、独自化ということで全て開発研究から販売までということで、いろんな可能性があるのかなというふうに私は考えているところです。また、先程、中央公民館の方での改修という話もありましたけれども、置戸の町にもいろいろ今後においては、境野の方の公民館の改築とか、もちろん勝山の方の公民館も立派な施設となりましたし、そういう機能を持った施設もあちこちにありますし、これからもできていくことありますから、中央公民館に限らず、いろんな多角的に検討しながら施設の改修あるいは開発を研究していただきたいと思いますが、その辺の町長のお考えをもう一度伺いたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 最近、まちづくりを考えるにあたって、コンパクトシティということが時々言われているというふうに思います。今日までいろんな公共施設つくってきたと思います。それは、もち

ろん時代の要請もありましたし、そこに住んでいる人達の希望といいたいまいしょうか要望もあって、それに行政も答えてきたというふうに思います。しかし、一方では、人口減少に伴って利用者数が少なくなってきたという、これも現実だと思えます。そうしたことから考えると、できるだけ公共施設の集約化といいたいまいしょうか、そういうことも念頭においていく必要があるだろうというふうに思います。もちろん森林工芸館のところに開発センターを併設したというのは、ご承知のように、器を作って、当然器を作るから、そこには食べるものが、食というものが関係あるでしょうと、考え方はそのとおりだと思えます。そういう考え方に基づいてやってきたと思えます。しかし、一方では、先程来、議員の方からお話がありましたけれども、公民館活動としての食の問題に対する取り組みもありました。従いまして、先程も申し上げましたけれども、そうした状況の中で、もう少し有機的というか、効率的にといいたいまいしょうか、そんなことを考えていく必要があるだろうというふうに思っているところであります。そうした中では、いろいろな人のご意見をお聞きしながら、建物ありきというものでももちろんありません。そこには当然、ハード事業と同時にソフト事業がそこに絡んでこないと、どちらが先という問題ではありませんけれども、むしろソフト面の要請ということが先にくるんだらうというふうに思いますけれども、その辺のことについて先程申し上げた立場の人達からもいろんなご意見いただいて、よりよい形にしていきたいなと思えますので、ご理解いただきたいと、このように思えます。

○佐藤議長 9番。

○9番 嘉藤議員〔一般質問席〕 ソフト面、ハード面、両方ということで進めていただきたいと思えます。以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○佐藤議長 4番 佐藤勇治議員。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 それでは、通告していました、マイナンバー制度の開始とセキュリティ対策について町長に伺います。

本年10月から住民票を持つ全ての国民に対し12桁の番号が付与され、また、来年1月からは、申請により希望者には顔写真付きのカードが交付され、身分証明書などとしても使用可能となります。これまで国民創生番号制の議論がしばしば行われていましたが、様々な理由により実現することはありませんでした。しかし、2007年の消えた年金記録問題等を契機に議論が再燃し、いわゆるマイナンバー法、正式には、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、これが2013年5月に制定交付されました。従前におきましても、住民基本カードによる番号が付与されておりますが、この住民基本カードは、市町村独自の責任で行う自治事務の交付で、国の機関など多様な行政の連携が実現できるものではないとの理由から、十分に普及しているとは言えないことであります。したがって、このマイナンバー制は、住民票コードを基本とした行政を横断する統一番号として付与され、国が交付に強く関与し、法定受託事務として市町村が交付事務の窓口となっていると理解しております。

この制度の最大の目的は、市町村や国の機関等が個人情報を共有化し、税や年金、社会保障等の行政手続きの利便性の向上と事務の簡素化が図られるということであります。一方では、日本年金機構で発生しました、大量の個人情報の流出問題があります。今、多くの国民が情報漏れの不安や懸念を抱いており、この制度そのものも末端までは理解、浸透されていないと言われております。そこで、

10月から始まります、この制度の仕組みの課題、更には、本町におけるセキュリティ対策をどのように図ろうとしているのか、町長に考えを伺います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 マイナンバー制度の開始とセキュリティ対策についてというご質問でありますけれども、議員の方からお話がありましたので特に申し上げる必要ないかと思っておりますが、このマイナンバーとは、本年10月から国民一人ひとりに附番される異なる12桁の個人番号であります。制度の目的でありますけれども、議員の方からお話がありましたように、国民が公平・公正さを実感して、負担が軽減されるなど、利便性の向上、そして権利がより確実に守られるような社会の実現を目的として、付番、番号を付けるということでありまして、そして、情報連携、本人確認の3つの仕組みで構成されるものであります。

ご案内のとおりでありますこの個人番号カードにつきましては、公的な身分証明書として本人であるかどうか確認する重要なカードでもありますし、税や年金あるいは社会保障や災害対策などの分野で利用されるわけでありまして、その概要については、町の広報誌8月号に、2ページに割いて配られていますのでご覧いただいたというふうに思います。なかなか分かってもらいたいという、広報を作った職員の苦労も何となく私にも分かるわけでありまして、しかし、町民の方々どれくらい理解していただけたかなという、一方ではそんな感じがいたします。これからもいろいろと町民の方々にその辺の異論がないようにやっていかなければならないなというふうに思っているところであります。

このマイナンバー、個人番号でありますけれども、これを含む個人情報は、特定個人情報ということで位置付けをされておりまして、個人情報保護法とは異なるわけでありまして、本人の同意があったとしても利用目的を超えて、特定個人情報を利用してはならないということが、これには定められているところでもあります。

そこで、ご質問のセキュリティ対策についてでありますけれども、5月28日に、議員の方からお話がありましたけれども、日本年金機構における個人情報の一部、一部といっても約125万件と言われておりますけれども、この流出が判明しております。改めて電子メールの取り扱い、あるいは、ウイルス対策の重要さが認識されるということになったわけでありまして、8月7日には、総務省の方からセキュリティ対策に関する通知が出されておまして、今回の町の補正予算にかかる経費の部分について計上しているところでもあります。具体的な対策については、その際、担当課長からも縷々説明があったとおりであります。国が求めるセキュリティ対策の方針にそって漏えい防止対策を進めているわけでありまして、どこの自治体もその設備に対する保守管理と、それに係る費用といった問題についても、率直に言って大変苦慮しているというのが現状であります。しかし、このセキュリティ対策は、時代とともに変化しているというふうに言っている方がいいだろうというふうに思います。当然ながら定期的な見直しが必要でありますし、現在の対策が必ずしも将来に渡って耐えられるものとは言いがたいというふうに言わざるを得ないといいたまいますか、今日のいろんな状況を判断していくと、それは絶対的なものでないというふうに言わざるを得ないというふうに思っております。それだけに、北海道自治体情報システム協議会に置戸町は加盟しているわけでありまして、これらとセキュリティ対策について一緒になって取り組んでいこうというふうに思っているところであります。同時

に、セキュリティに関する職員教育あるいは指導の徹底というものも今後図っていかねばならないと、このように思っております。ここまでやったから大丈夫だというふうになかなか言い切れないということであって、なかなかこれからもしんどい面というか厳しい面がいろいろとあるわけですが、できるだけそうしたことが発生しないように私どもができる立場で一生懸命努めていきたいと、そのように思っています。

○佐藤議長 4番。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 各市町村自治体においても、このマイナンバー制の導入に対して、いわゆるセキュリティ対策というのは、非常に苦慮しているという町長のお話でもありました。一方では、国の方は、この制度に対する認知度といいますか、そういったものも昨今の新聞の報道によりますと、まだ末端の方まで住民まで細かな内容というのが周知されていないと、そんなことも新聞の中では報道されています。そんなことで、いわゆる情報の流出あるいは不正利用ということが一番大きな課題ではないかと思えます。また、個人情報や資産に対する国の監視強化あるいは、これは個人だけではなくて企業にもこの番号が付与されるということで、そういったことも含めていろいろと課題があるというふうに聞いております。

このマイナンバー制といいますか、国民に番号を振るということは、欧米では既に相当前から実施されているようでありまして、特にアメリカ、あるいは韓国では不正流用といいますか、不正に取得したナンバーを本人になりすましていろんな犯罪が起きていると、そんな懸念があつてなかなか国民にもこの制度に対する不安といいますか、そういったものも多くあるようです。そんなことで、今の私の町で大きな情報の管理の源となっております、サーバーについては、先程、町長からお話がありましたけど、北海道自治体情報システムが一括管理しているという、そういう状況にあるということも理解しておりますが、ただ、どのような事態から、こういった不正アクセスが入ったり、あるいは、パソコンや電子データの盗難とか、そういった対策というのは、当然その事態が発生する前に、組織対策といいますか、安全管理対策が必要ではないかと思えます。これは、これからの対策も含めて現在進行形であるということも認識しますが、こういったことを含めまして組織的に、いわゆる役場庁舎内全体として事務の取り扱い、あるいは監督、委託業者に対するそういった日常の情報管理といいますか、そういったものが現実的にどのようにこれから取り組もうとしているのか、具体的にこれから取り組もうとする、検討しようとしているものがあれば示していただきたいのと、実は、これは新聞報道によりますが、年金機構の問題がありましたけど、例えば、大手のソフトバンクだとかKDDIだとか、あるいは三菱UFJ証券、ごく最近ではJR北海道の業務用パソコン7台がウイルス感染したということで、非常に身近にこういったことも現実として起こっておりますので、これらも含めて、本町としての安全管理対策、もしくは、マニュアルといいますか、そういったものを今後検討されているのかどうか。役場は全町的な取り組みとしてどのような取り組みを考えているのか、ありましたら伺いたいと思えます。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 行政の手続きもそうでありますけれども、手続きが簡素になればなるほど、不正流用が発生しやすいということも言えると思えます。しかし、1億2,600万人の国民一人ひとりに番号を付けて、言葉は適切かどうか分かりませんが、国が一人ひとりを管理するというものだ

と思います。しかし、そこに不正な形でそれを利用されるということについては、これは率直に言って、国の立場としても真剣に不正使用だとか、あるいはウイルスがそうしたものに入ってこないように最善を尽くすということは、当然のことだと思います。私どももそういう意味では、努力もしなければなりませんし、国と一体となってそういうことを不正使用だとか、そうしたことに對してきちっとやっていかなければならないというのは、当然のことだというふうに思います。マニュアルの話も出ましたけれども、そのマニュアルについては、準備中でありまして。しかし、それがどれだけ効果があるのかどうかということになりますと、率直に言って、先程も申し上げましたけれども、絶対的なものではないということは、非常に残念な感じもしないわけではありませんけれども、しかし、そうしたことが発生しないようにこれからも努力していきたいというふうに思いますし、これは行政を携わる職員一人ひとりがそうした問題に對してきちっと対応していくという、そうしたものでなければならぬというふうに思っておりますので、その辺のことについて徹底していきたいと、このように思いますのでご理解いただきたいと思っております。

○佐藤議長 4番。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 こういった事件、事故が発生した場合については、マニュアルの準備をしてそれに対応していきたいと、そういうお話でありました。また、職員もそれに対応するための日頃の心構えといいますか、そういった教育もするというお話だと思います。それで、当面は基本的には社会保障の分野、それから税の分野あるいは災害対策の分野ということで、大まかには3分野にしか今のところ、それに基づいた法手続きといいますか、行政手続きにしか利用しないと謳っておりますけど、一方では、2018年から預金の口座にも番号を適用し、これは任意でありますけど、18年からもそういったことを適用させていくと。それから、その3年後、2021年からは、この預金口座の番号を義務化していくということで、これは税の分野で所得をきちっと補足していくと、そういった分野で脱税だとか税の不公平をなくすという、そういった狙いの中にはあるというふうに、それが国の大きな狙いであると思っております。

それで、簡潔に申しますけど、いろいろな対策として町長の方からも準備中の部分含めてあるんですけど、町民に対する周知ですね、それは先程、8月号の広報でもいろいろ細かい点で諸手続きについてこういったものが番号カードが使えますよと謳われてはいるんですけど、ただ、こういったIT化していくことによって、高齢化といいますか、お年寄りの方に対する認知度といいますか、周知というのは、なかなか難しいのではないかと。そして、非常に複雑で分かりづらいということも一面ではあります。そして、そういったことも含めて、できるだけ役場の相談窓口といいますか、問い合わせの窓口をきちっと明確化していただいて、そういった疑問点、そういったものに積極的に受けたい、そういう思いであります。基本的には、その窓口がどこになるのかというのが若干見えずらいかなと思っておりますが、8月号のマイナンバー制についての問い合わせ先は、総務課総務係ということで明記されております。従いまして、総務課総務係がこの対応になるんだなということは、私はこれで認識したんですけど、どちらかと言えば、マイナンバーというのは、戸籍だとか住民だとか税だとか、むしろ町民課の方に直接関わりあるのかなという、そういう思いも町民の中にはないかと思っておりますので、この相談窓口、このマイナンバー制度に対する周知の体制、対応ということを再度確認のためにも役場の窓口を明確に示していただきたい、そのように思っております。そんなこ

とで、情報の発信あるいは提供を怠りなくやっていただきたいと、そのようなことをお願いしたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 2ページの特集を組んだ、広報おけとをお見せしましたし、佐藤議員、今お持ちのようでありますけども、内閣官房とか内閣府など、いよいよマイナンバー制度が始まりますと、こういうのがあるんですよ。しかし、これは部数が少なくて、今、自治会長さん辺りに配っているというところなんです。ですから、自治会長さんは、自治会の中に回覧みたいな形でお見せするようなことになっていくと思うんです。しかし、先程の広報よりはずっと詳しくは書いてあるんですけども、詳しく書いてあるがゆえに難しいというところがある。こういう問題があるんですが、過日、自治会川向なんかで、小地域ネットワークでは、町の方で来ていろいろ説明してくれというふうに言われておりますので、要請されたそうしたところには積極的に出掛けていきたいと、こういうふうに思います。窓口がというよりも、お問い合わせは総務課総務係にというふうに書いてあります。議員からおっしゃられましたように、なかなか今一番詳しいのは、役場の中で総務課長だと思います。しかし、なかなか総務課長のところまで行って、このマイナンバー制度のことについてなかなか聞きにくいと思います。役場の今の建物の中でいくと、あの窓口が一番聞きやすいんだというふうには思いますけれども、全体的な仕事の関係もありますので、町民の人が不明なところを聞きやすい場所といたしましうか、それについて考えたいと、このように思います。

いずれにしても、これからどんどん個人と国との関係が色濃く繋がっていくといいでしょうか、そういうふうに預貯金の問題もお話ありましたけれども、そんな関係になってきますので、やはり個人のそうした情報といいましょうか、不正に使用されないように先程も申し上げてきていますが、不正なことが発生しないように最大の努力を図っていきたくと、また、そういうような体制も構築していきたいと、そのように考えております。

○佐藤議長 4番。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 よろしくお願ひしたいと思ひます。最後になりますか、今、町長おっしゃられたとおり、段々こういったものが悪用されないためのハードルが高くなっていくということが現実としてあります。既に、免許証については、暗証番号が2通り、これは何のためかと公安委員会に聞いたんですけど、免許証は一番本人を確定する、身分証明をする一番の証明の証となるものだということで、逆に言えば、この免許証によっていろんな犯罪等、そういったものにも悪用できるということも裏面ではあるということでした。このマイナンバーカードを1月から交付される写真付きの、ITチップ付きのカードの交付をされる場合においても、当然、暗証番号も布設されるということも若干聞いて、確かではないんですけど、そういったことになると、先程も言いましたけど、高齢者だとか、いわゆるITに強くないアナログの人間といいますか、そういったパソコンに不慣れな方がますます使い勝手がよくないというか、管理に非常に苦慮してくるということも実態としてはあるのではないかと。自分自身も、暗証番号が預金の口座だとかあらゆるものに暗証番号が布設されることになっていきますが、そのことが果たしてずっと高齢化していくと、その番号が頭にきちと残っていくかということ非常に不安があります。そんなこともありますので、普及に対しては役場の中でも検討はされると思ひますけど、多分、2階までにはお年寄りの方がなかなか聞きに行くこ

とはないと思うんですけど、1階の窓口で何らかの、例えば、税金の納付だとかいろんな住民票の交付を受けたり、何か手続きした時にそういったことが話題になって聞きに来ると思うのですが、ぜひそういった時には、できるだけ丁寧に分かりやすくマイナンバー制度について周知していただいて、ようは不正がないように自分の責任において管理をしてもらうということが第一なんですけど、そういったことを含めて10月からの制度の開始について取り組んでいただければなと思っております。以上で、私の質問を終わります。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 特に答弁ないんですけども、12桁の番号を覚えておくとか記憶にとどめるなんていうのは、議員の方から高齢になればなんて言われましたけれども、高齢者でなくてもなかなか至難の業だと思います。そこに携帯番号の11桁でしょうか、こんなのも絡んでくると、なかなか頭の中に12桁と自ら持っている携帯の11桁の番号なんか絡んでくると、より記憶の中とか頭の中がごっちゃになってくるということもあると思います。しかし、その番号が全く別な人に渡っていくということになる、あるいは、知られていくということになると、非常に大きな問題が発生するということは、はっきりしているわけでありまして、そうしたことも含めてこの番号が自らを守るという、そうした視点で非常に重要なものだということも合わせて周知していきたいと、そんなふうにも考えております。

○佐藤議長 4番。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 以上で、私の質問を終わります。

○佐藤議長 2番 澁谷恒壹議員。

○2番 澁谷議員〔一般質問席〕 まず最初に、初めての一般質問ということでかなり緊張しておりますが、よろしくお願ひしたいと思います。

今回の私の質問につきましては、寝た子を起すのかなと思いつつもあえてこの問題について町長に質問したいなと、そんなふうに感じておりましたので、その辺よろしくお願ひしたいと思います。

このことについては、数十年前からとり正されている案件ですが、この頃は開町100年記念事業やゆゆうの改修事業のことで薄れており、近年話題にもなっておりませんが、私は、木道プロムナード事業がなお検討が必要となり先送りの感がありますので、この際、どま工房周辺の環境整備も兼ね、その中に郷土資料館、木道プロムナード、どま工房周辺の環境整備と総合的な事業として進める方法は、いかがなものでしょうか。そして、開町100年事業を契機に置戸の歴史の保存を今スタートすべきではないでしょうか。

今まで資料収集など長年携わってきた人達の労をねぎらう意味においても明確な計画を示す時期がきていると思います。専門家ではありませんが、建物の規模もコンパクトにし、資料の展示は数を少なくして都度出し入れし展示する方法など、このように考慮した施設はいかがなものでしょうか。

いずれにしても長年携わってきた人達、そして今も資料収集し尽力されてきている人達が、これからも励みになるような見通しを立てる時期と思います。しかし、施設が増えるということは、少なくとも職員が増えることになるかもしれませんが、町の後世に資料を残す意味においても、私は町民の為に繋がることであれば理解も深まっていくと思いますが、いかがでしょうか。町長の考え方をお聞きしたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 郷土資料館の改修見通しを含めて、郷土資料の保存あるいは展示方法のあり方についてのご質問かというふうに思います。

郷土資料館は、ご承知のように、旧中央公民館を改築しまして、昭和63年の開館から26年が経過しております。この間、郷土資料館協議会あるいは郷土史研究会の会員の方々にご協力をいただきまして、資料の収集あるいは保管、展示等を行ってこられました。

また、学校の社会科見学などで郷土学習の貴重な機会を提供しております。ご承知のとおり、建物は昭和33年の建築でありますので、築57年が経過しているわけでありまして、公共施設でも最も古い建物になってしまったように思います。展示スペースの照度不足あるいは窓からの直射日光による資料の劣化といいたいまいしょうか、そんなこともあるように伺っております。また、収蔵スペースの不足、そして湿度の管理が当然ながら建物がこういう建物でありますから、湿度管理が十分に出来ないと、そうしたことでの課題もたくさん抱えているというふうに思います。

そこで、郷土資料館をどま工房周辺環境整備を念頭に、木道プロムナードを含めた総合的な事業として進めてはどうかというご提案でもあるというふうに思います。基本的に私も同様の考えをしております。ただ、平成23年度に作りました、市街地区の銀河線跡地の想像図というのがあります。この想像図において、オケクラフトエリアあるいは木道プロムナード、そして宮下町内、現在の公営住宅等建っておりますが、まちなか団地附近などをイメージ図として、町民の皆さんにもお示しをしてきているところでもありますけれども、この時点では、その中に郷土資料館を位置付けてはおりませんでした。しかし、第5次の総合計画の後期計画において、この森林工芸館を初めとするオケクラフトエリアの整備、改修を予定しておりますが、そうした中で、現在の森林工芸館のリニューアル、改修をどう考えるのか、現在の工芸館を郷土資料館あるいは資料としては一緒になりませんけれども、郷土資料館あるいは秋岡資料館へ転用するというのも考えている訳であります。今後、オケクラフトエリアの整備計画あるいは振興策の中で、こうした問題についても十分に検討していきたいと、このように思っております。

郷土資料館をはじめ、当然ながら郷土の歴史あるいは文化を伝承する意義とその必要性については、十分に理解をしておりますし、今日までご尽力いただいた関係者の皆さんの励みになる見通しを立てる、そうした時期ではないのかというご指摘もありました。しっかりと受け止めさせていただきたいと、このように思います。

○佐藤議長 2番。

○2番 澁谷議員〔一般質問席〕 先の見通しという部分でいきますと、明るい話になってきたのかなというように私ども捉えるわけでありまして、いずれにしろ置戸の100年をきちっとした中で保存していかなきゃならない行政としての仕事だと感じておりますので、何とかそういった仕事に携わってきた人達のためにも、先程、町長おっしゃいましたけれども、総合計画の後期の部分に入っていると。私も春の新人研修の時に、各課からの研修のお話を聞いた時に、内容を聞きますと、平成30年ですか、一応は載せてありますというようなことで確認もしておりますけれども、いずれにしても過去の郷土資料館に対する町の今までの考え方といえますか捉え方というのが、そういった総合計画には必ずといっていいくらい載るんですけども、なかなか実現に向けた見通しの立たないような、

絵に描いたぼた餅じゃありませんけれども、そんなようにしか見えなかったものですから、私自身この100年という一つの契機に、何とかそういう見通しを町民の為にも、携わってきた人達の為にもはっきりした言葉が聞きたいなと、そういうことで質問いたしましたので、その辺理解をしていただきたいなと思っておりますが、いずれにしろ今の話を聞きますと、森林工芸館の改修工事も先にぶら下がってきているということでございますので、それら含めて十分検討していただきたいなと、こんなふう感じておりますのでよろしくお願ひしたいと思っております。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 議員もご承知でありますので、ちょっと釈迦に説法みたいな話になりますけれども、やはり建物をリニューアルする、また新しく建てるといった場合に、私は当然ながらそこに不可欠なのは人だというふうに思います。特に、郷土資料館もそうでありますけれども、単に資料として収蔵するのであれば、そういうような仕方もあるというふうに思います。しかし、一定程度それを多くの人達に見ていただきたい、とりわけこの置戸の町で生活をしてきてこられた、多くの町民の人達にも見ていただきたいというふうに考えますと、当然ながらそこに人がいなければなりませんし、展示も1回展示すればしばらくは換えなくてもいいんだなんていうことにはならないと思っております。従いまして、人の問題というのは、そこに学芸員ということになるかどうかという問題ももちろんあります。当然ながら資料の説明を含めて考えるならば、学芸員の配置ということも合わせて考えていかなきゃならないことだと思っております。しかし、郷土資料館にも1人の学芸員あるいは森林工芸館の秋岡資料の方にもそうした人ということになると、なかなか人の問題というふうに簡単に言っても、いざ対応といたしますでしょうか、採用するという部分になりますと、なかなか難しい面も率直に言っております。ですから、例えば、1人の人が両方持つことが不可能なのかどうかということも合わせて、この施設をつくるにあたって、人の問題ということも並行して考えていく必要があるだろうと、このように思います。

同時に、先程も申し上げましたけれども、今日まで郷土資料を大事にしてきていただいた郷土史研究会の方々、また、郷土資料館の協議会のメンバーの方々、こうした人達の意見も十分聞いてみなきゃならないというふうに思っております。また、多くの先輩の方々も次の担い手といたしますでしょうか、後継者といたしますでしょうか、引き続きこの研究会のメンバーだとか協議会のメンバーになっていただけるそうした人達を探していかなきゃならないといたしますでしょうか、つくっていかなければならないという、そうした課題も同時に持っているんだろうというふうに思います。そうしたことも合わせて、広く関係者の方々のご意見いただいて、より良い形にしていきたいなと、このように思っておりますので、これからはいろいろとご意見いただければなと、このように思います。

○佐藤議長 2番。

○2番 澁谷議員〔一般質問席〕 関係機関というよりも、そういった郷土資料館に直接携わっている人達、研究会ですか、そういった方あるいは文化財の委員の人達も当然その類に入ると思いますが、いずれにしてもそういった郷土資料館についてのことが、こういう議会でもってまた話し合いがなされたという、そういうものに対しても意義のあることにしていきたいなと、そう思っておりますので今後ともよろしくお願ひしたいと思っております。

○佐藤議長 しばらく休憩します。11時から再開します。

休憩 10時40分
再開 11時00分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

2番 澁谷恒壹議員。

○2番 澁谷議員〔一般質問席〕 教育長への質問ということで一般質問したいと思います。

おけとパークゴルフ場の利用について、スポーツ施設の置戸パークゴルフ場の利用率が毎年下がってきている昨今、常日頃思っていることを質問したいと思います。

過去には一つの大会等に数百人の参加申し込みがあり、活気、または町にも潤いがあったと思います。また、置戸の観光的な意味合いもあり、ツアー客が森林工芸館等も取り入れ賑わいもあったと思いますが、置戸の観光としての売りであるパークゴルフ場です。しかしながら、現在の状況を考えた時、先行きは暗い状況にあると思われます。この道東一と言われている置戸のパークゴルフ場の利用率を上げるためには、自らの町の子供を対象にした大会あるいはレクリエーション的な捉え方をしながらの催しを考えられないものでしょうか。これは、学舎連携の中で社会体育事業として年に数回、数年継続し、例えば、子供会事業の中に取り入れるなど、子ども達に楽しさを知っていただく、それが大きく成長していく過程において、大人になり社会人になってから、たまには仲間を連れパーク場を利用していただくなど、いずれにしても学校教育との関係もありますので難しいと思いますが、子供の体力が落ちてきていると言われている昨今、教育行政の中で十分検討され、実現に期待したいところがあります。以上、申し上げましたが、教育長の考え方をお聞きしたいと思います。

○佐藤議長 教育長。

○平野教育長〔登壇〕 おけとパークゴルフ場の利用についてですが、その利用状況については、ご指摘のとおり残念ながら年々減少傾向にあります。主な原因としましては、パークゴルフ場が増加していること、その増加している一方でパークゴルフ人口の方は減少しているということがあると思います。

また、勝山温泉ゆうゆの休業など宿泊施設の問題もあり、町外からの利用者の減少に歯止めをかけることは難しい状況となっております。ですが、17コース153ホールのパークゴルフ場は、全道でも有数で、その優位性を生かした振興策を検討することは重要な課題であるというふうに認識をしております。

また、置戸独自の原因として他の地域でも同じような状況があるというふうに思っておりますが、パークゴルフ愛好者の若い世代への普及が十分でないこともあります。そのため議員の提案にもあります、子どもを対象にした学校活動や子ども会活動を利用した普及対策について今後検討していく必要があるというふうに考えております。

各学校には学級レクリエーション、部活動、PTA活動での利用をと呼びかけておりますが、議員もご承知のとおり、現在の学校は授業時数の確保が最重点課題の一つであり、学校現場も苦勞している

ところであります。また、子どもたちを取り巻く環境も大きく変わり休日に家族で楽しめる時間的余裕もなくなってきたというふうに言われています。

そのような状況ではありますが、子供同士が、また、子どもが家族と一緒に楽しむスポーツの一つとして、パークゴルフを定着させるためにどのような方策が有効であり可能か協議していきたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願い致します。

○佐藤議長 2番。

○2番 澁谷議員〔一般質問席〕 今、教育長の方から言われましたとおり、私も教育委員会時代にいろいろこういうお話をしたわけですが、確かに、学校現場の方からしてみれば、いろいろ文科省からのいろんな厳しいカリキュラムの要請等もありまして、確かに余裕はありませんが、その部分を先程申しましたように、学舎連携という形の中で、何とか社会教育の中で社会体育事業としての捉え方、そしてまた、社会教育関係団体という形では、青年とか、あるいは、婦人会とかありますけれども、そういった中での捉え方をしながら、それぞれの組織でもってパークゴルフを取り入れた事業の組み立て、これをするによって時間はかかるかもしれませんが、その内実が結ぶのではないかなど。何もしないで呼びかけてもなかなかというよりは、先程申しましたように、毎年やることによってそれが定着していくような、そういう形をとっていかなければ、本当にパークゴルフ場の利用者が減っていく一方で、宝の持ち腐れの事にはならないのかなど。せっかく町の方でもいろいろ予算を組みながら指定業者を入れながら管理運営しているわけですが、それらが生きていくような、そんな形も考えられないものなのかなど。

例えば、私どもの地域である、小さな地域ですが、年に1回、あの小さなパーク場でありませうけれども、子供会が七夕祭りですか、その夜に向けて午後から1時間か2時間、愛好会の人達に指導を受けながら、競技じゃなく遊び的な感覚で一緒になってやっているというのを見ますと、これが原点じゃないのかなと思ひまして、これを全町的な有名な大きなパークゴルフ場であれだけ広いわけですから、一箇所借りただけでも十分成し得るぐらいのもので対応できるんじゃないのかなど。他の人達に迷惑をかけないでやれるんじゃないかなど、そう思いましたものですから、今回このような提案をとということで考えましたので、何とか先に向けて十分、子供あるいは青年も含めてですけれども、そういった組織にも協力要請といいますか、行事の中に取り入れてもらえるような、そこからスタートすべきじゃないのかなど。今さら急に、愛好会あるいは協会の方にパークの方にどうですかと言われるよりは、むしろ組織にお願いをして、そういった行事の中にパーク場を利用するようなレクリエーションでもいいのですが、やはりそういう利活用の仕方を考えていくべきじゃないのかなど、そう思いますので、教育長が先頭になって検討していただきたいと、そのように思います。よろしくお願ひします。

○佐藤議長 教育長。

○平野教育長〔自席〕 私、上渚滑中学校に勤務していた時ですけど、上渚滑中学校の校舎、そして、グラウンドの周りにパークゴルフ場ありまして、生徒が放課後そこで楽しんでいるという姿を目にしていたので、子ども達にとって興味を引かないスポーツではないというふうに確信しております。プレイをする機会の提供、そのためにはクリアしなければならない状況、今、澁谷議員もおっしゃったように、学校での教育課程の編成は非常に年々がんじがらめになってきて、学校で独自の取り組み

がとても難しい状況になっていますし、また、子ども達の生活スタイル、個人で、それも室内でというような状況もあって、非常に難しくクリアしていかなければならないことがあります。体験させることが何よりの糸口だと考えていますので、その方向で前向きにしっかりと協議していきたいというふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。

○佐藤議長 2番。

○2番 澁谷議員〔一般質問席〕 ぜひ教育長には先頭に立って、このパーク場を盛り上げるためにも尽力していただきたいと、そう思います。また、課長さんには、社会体育という事業の中で側面から協力していただきたいと、思いますので、よろしくお願いいたします。以上で、質問を終わります。

○佐藤議長 8番 石井伸二議員。

○8番 石井議員〔一般質問席〕 それでは、通告に従いまして2点ほど町長にお伺いするものであります。

今回の質問、大変目新しいものではありませんが、本町でも進められる地方版総合戦略策定の重要項目であるというふうに思っていますので、現状、方向性を伺うものであります。

まず1点目ですが、通学生などに対するバス運賃補助の継続はということで、現在、通学生に対する通学バス定期補助申請用紙は、11月分までしか配付されておられません。これは、今年が1市3町による見直し、更新協議の年であるためだというふうに思います。当然のことながら補助の継続が望まれます。さらには、地方創生、地方版総合戦略において利便性の高い公共交通はなくてはならない項目であり、交通弱者への対応も大切になります。願うならば、補助率のアップ、また、今年の道内の交通死亡事故に関わる高齢者が大変多いことから、自動車運転免許証返納者等に対する補助など充実が求められているというふうに思います。昨日発行されました置戸タイムスに、地域内バスの方策を探る内容の記事がございました。答弁の用意がありましたら、合わせて町長の考えを伺います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 通学生などに対するバスの運賃補助の継続についてということですが、議員の方からもお話がありましたけれども、現在の通学定期運賃補助制度、平成20年10月に開催されました、北見市、陸別町、訓子府町、置戸町の1市3町の首長会議において、申し合わせ事項ということで、平成21年4月から実施をして参りました。

当時、ふるさと銀河線沿線自治体等連絡協議会が行ってきた運賃差額補助事業と同様に、関係自治体が統一した考えで、通学定期運賃の1/3助成を、平成28年3月31日まで継続するとしたものであります。来年の3月31日ということになります。

ご質問の運賃補助制度の継続についてであります。本年7月に、オホーツク総合振興局を含めまして、1市3町の担当課長による、ふるさと銀河線代替バスに係るブロック会議が開催されました。会議の内容は、本制度に対する平成28年度以降の各市・町の考え方についての意見交換であったわけであり。この会議での各市・町の考え方を持ち帰って、再度、今後の取り組みについてすり合わせと申しましょうか、協議を行うということにいたしました。担当課長の段階でありますけれども、置戸町としては、現行の制度というものを最低限として、1市3町で足並みを揃えて継続して頂きたいというふうに申し上げてきたところであります。

また、新年度予算、そして、平成28年4月以降の通学定期の購入との関係もありますので、遅くとも今年の12月を期限として結論を得ることとしました。

そこで、議員からお話がありました、補助率のアップあるいは高齢者に対する公共交通についてのご質問であります。現在、地域内交通の検討を進めております。10月からは、スクールバスとへき地患者輸送車の乗車枠を拡大して、65歳以上の方の一般乗車の試験運行を10月から予定しております。年度内にこの試験運行を終えまして、ご質問の内容も合わせて、新年度以降の地域内交通の方向性を決めたいというふうに考えております。もちろん、より負担が少なくなるような形で公共交通機関の利用ということを期待されてのご質問だというふうに思います。最近のいろんな情勢を判断していきますと、今日までやってきた補助制度というのが一つのベースとして、それから、なお一層高齢者の方々が増えているという状況の中も含めて考えますと、この補助率の問題についても検討する必要があるだろうと、こういうふうに思っています。

○佐藤議長 8番。

○8番 石井議員〔一般質問席〕 通学生に対しては、元来、何処に住んでいても、義務教育ではありませんけれども、高等教育というのが平等に受けられ、また、高校を選択できるというのが確保されるべきであるというふうに従前から思っておりました。当然のことながら、通学費の負担というのも平等であるべきであって、願うならば、国、道を含めて、こういう通学費の補助的なものを充実させてほしいという願いは思っておりましたが、来年、消費税が10%になると、8%になった時も運賃の値上げがございました。益々負担が、わずかではありますけれども増えるという懸念があります。ここで再度、町独自の補助等も含めて町長に考えがないか、お伺いをいたします。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 先程も申し上げましたけれども、平成20年10月に、1市3町で申し合わせ事項でありましたけれども、こういう内容で21年4月から実施しようということで決めました。基本的にはそれをベースにして今日まで支援してきたわけでありましてけれども、率直に申し上げて、1市3町、決して足並みが乱れたというわけではございませんけれども、それぞれの町の事情ありまして、多少アップしてきたというふうに思います。

置戸町も基本的には3分の1ではありましたが、2人目以降の通学されている人については、3分の2を補助してきたというような形をとってきました。それぞれ他の、北見市、訓子府町、陸別町も少しずつ違います。これは基本的には、先程も申し上げましたけれども、28年の4月以降については、思いとしては現在の支援よりもアップする形で何とかならないだろうかというのが、それぞれの自治体での議論になるだろうというふうに思います。しかし、そうは言っても、それぞれの町の規模、規模といいたいでしょうか、置戸的にいえば、北見までの運賃の額の問題、当然ながら陸別や訓子府と違うわけでありまして、そうしたことも含めて議論になってくるんだろうなというふうに思います。合わせて、北見の方から置戸の高校に来る子ども達に対しての問題、これらも当然議論の中には出てきますので、そんなことを合わせて検討しなければならないだろうなというふうに思います。町独自でと言われましたけれども、現在の支援そのものがそれぞれの町の独自だと思っていけないでしょうか。そんな中で、平成28年4月以降、どういう形で支援していくのかということを検討したいと、こういうふうに思っています。

○佐藤議長 8番。

○8番 石井議員〔一般質問席〕 できるだけアップを願って次の質問に移りたいと思います。

特別養護老人ホームの改築についてであります。この特養の改築についても何度か一般質問がされております。しかし、国の進める地方創生、町の地方版総合戦略において、やはりこれも大きな目玉事業の一つであるというふうに思います。改築を機に、80名への定員変更、それによる雇用の増はまさに政策に合致するものであり、需要においても、少子高齢化の現状においてまだまだ見込めるものというふうに考えます。前倒し早期実施の可能性も含め、建設場所、例えばがどうなのかというふうには思いますが、例えば、現在の施設を解体して建てなおすのは、実質的に不可能というふうに思います。養護老人ホームとの併設型を考えているのなら、下手の中学校グラウンドの敷地になりますか、また、上手にはどれだけのスペースがあるのか。さらに、建設後の現状の施設をどうするのか、こういったことを具体的に検討をさらに進めていくべきだというふうに思います。また、現在地以外に建設をしようとした時にはどこがよいのか、特別養護老人ホームと養護老人ホームが別々になった時その中の運営はどうするのか、職員の雇用は未だに大変なようであります。職員住宅の充実等、シミュレーションを重ねて早期実施の際に十分に対応できるようにしておくべきだというふうに思います。町長の考えをお伺いいたします。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 特別養護老人ホームの改築についてということですが、特別養護老人ホーム緑清園のことについて少しお話申し上げます。昭和57年4月の開設から33年が経過いたしました。改修につきましては、第5次の置戸町総合計画の後期計画、そして、第6期の介護保険事業計画において、介護保険関連施設を含めた整備方針を定めまして、この中に特別養護老人ホームの改修について盛り込んでいるわけであります。

また現在、管理運営を委託しております置戸町社会福祉協議会、さらには、地域福祉センターを中心にしまして、住み慣れた地域で安心して生活が送れること、そして、重度化しても引き続き住み慣れた環境で生活ができるように、加えて、近隣市町の高齢者対策の状況なども勘案しながら進めているところであります。定員あるいは改築の場所、改築等の内容、そして、改築中における利用者にとできるだけ負担のかからない方法などについても、養護老人ホームのことも当然ながら含めてありますが、検討を進めているところであります。

議員からもお話がありましたように、地方創生における総合戦略策定の中で、特別養護老人ホーム利用の定員の増員ということについてもお話がありましたけれども、増員ということになりますと、雇用の創出との当然出てくるわけでありまして、提案のことについてはよく理解しているつもりであります。そうしたことも含めて考えますと、この改修を含めた介護保険施設の整備については、いま申し上げたようなことも当然ながら盛り込んでいかなければならないと、こういうふうに思っております。

そこで、しかしながらというふうに言わざるを得ないのですが、近年の入居者の状況を見ますと、周辺の市や町での老人福祉施設の増加ということもあるんだというふうに思いますが、町外からの入所希望者というのは、減少しております。また、置戸赤十字病院、そして、グループホームの施設入所を除きまして、在宅での待機者が少ないということもあります。介護職員の異動が多くて、その確

保にも苦慮しているというお話もありましたけれども、そのとおりであります。そんな状況から、この特別養護老人ホームの利用定員の大幅な増員というのは難しいだろうというふうに現段階においては考えております。

この地方創生の関係でいろいろ新聞でも報道されておりましたけれども、政府は、東京圏で暮らす高齢者の地方移住というものを推進することを地方創生の柱の一つとするんだと。いわゆる、まち・ひと・しごと創生基本方針に盛り込んでいるわけでありますが、高齢者の意に反した移住が進められて、人口増だけで地方が創生されるという訳ではないというふうに思っております。そうした意味では、踏み込んだ議論あるいは綿密な制度設計というものをきちっとして考えていかなければならないというふうに考えております。

また、地方版総合戦略の財政面につきましても、地方が自立につながるように、自ら考え、責任を持って総合戦略を実行するための財政支援を行うということになっておりますけれども、補助制度がある場合においては、既存のそちらの制度が優先をされるんだというふうに聞いております。従いまして、この地方版の総合戦略の中に、この特別養護老人ホームの改築を謳い込んだとしても、現在の補助制度から考えますと、私共が課題に総合戦略といましようか、地方創生法に基づいた大きな期待というものは、控えめに考えなければならないと、考えざるを得ないだろうなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、改築等については、いろんな状況を見極めながら、早急な検討が必要であろうというふうに考えているところであります。定員管理あるいは施設の形態、そして、建築場所などについても、もう少し時間をかけた議論が必要であろうというふうに思っていますが、平成27年度中には、その方針を決めていきたいと、このように思っています。

○佐藤議長 8番。

○8番 石井議員〔一般質問席〕 残念ながら早期実施の可能性は少ないということではありますが、十分にこれからの大切な施設であるということから検討をさらに重ねてほしいなというふうに思っています。また、この質問を出す前に、ベースのありました、実は質問しておりました。といいますが、もし特養を今の現在地以外のところに建てるとするならば、私は先程、澁谷議員の質問にもありました、どま工房上手の町有地、そこはどうだろうかというような質問を書きました。幻のクラフトパーク構想、クラフト工房群のために、大変空き地にしておくのはもったいない。今年多くの雪が降りまして、その雪捨て場としてうず高く積まれた雪を見て、非常に土地としてもったいないなど。そうであるならば、特養の移転地として計画を立て、国営裏通り線改修や銀河線跡地利用の計画として進めてはどうかという質問書を書いたわけですが、もう少し具体的な今検討されている改築についてのお話がありましたらお伺いをしたいというふうに思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 今まで何度か申し上げてきているつもりですが、今のどま工房周辺といましようか、中部森林管理署の間での土地の問題含めてでありますけれども、このエリアは、クラフトのエリアとしてこれからも考えていきたいと、こういうふうに思っています。従いまして、現在の森林工芸館、これについては先程来、郷土資料館の時にも少し申し上げましたけれども、現在の工芸館については、そうした郷土資料館とか、あるいは秋岡資料館とか、そういうものの転用といましようか、

そんなことで考えていったらいいんじゃないかというふうに思っています。従いまして、新しい森林工芸館をどま工房とどう繋ぐかという問題は、もちろん課題としてありますけれども、新しい森林工芸館を現在のどま工房の上の方に、中部森林管理署側の方につくっていったらいいんじゃないかというふうに思っています。従いまして、あそこの土地については、これからも残していきたいと、こういうふうに思っております。

老人ホームのことについて言えば、現在の土地にといいましょうか、非常に狭いというふうに思っています。しかし、特別養護老人ホームと養護老人ホームと、なかなか切り離れた場所にということになると、当然ながら人の問題が出てきます。それと、本来の養護の役割、特養の役割という部分考えた時に、土地が狭いからということで分離するような形では、なかなか難しいと思います。従いまして、基本的には今の場所ということになろうかというふうに思っています。そうして考えますと、職員住宅があそこにありますけれども、かなり古くなってきておりますので、職員住宅を撤去して、その場所に特別養護老人ホームを建てていくというふうになろうかというふうに思います。現在地で考えるとすればそういうことになると思います。しかし、定員の問題ももちろんありますけれども、やはり外の空間といいましょうか、そうしたことを合わせて議論する必要があると思います。

その前に、それじゃあ適地があるのかどうかという問題は、やはり大きな課題としてあると思います。当然、あまり病院だとか、あるいは、地域福祉センターとあまり遠くならないようなそうした距離感という問題も含めて考えなければならぬというふうに思います。もちろんそこには財政的な問題も裏付けとして出てこなければなりませんから、そうしたことも合わせて検討する必要があるだろうと思います。本当に現在地という部分になりますと、非常に土地として狭いといいましょうか、非常にそうした中での建築ということになりますから、もちろん平屋ということじゃなくて、上の方に広げていくという方法もないわけではありませんけれども、そうしたことも含めて、場所、それから、改修の仕方、これらも合わせて検討する必要があるだろうと。あまり時間がないというふうに思っていますが、そうした議論が必要だろうと、そういうふうに思っています。

○佐藤議長 8番。

○8番 石井議員〔一般質問席〕 それでは、より良きものとなるようにこれから議論を深めてまいりましょうということで、私の質問を終わります。

○佐藤議長 3番 高谷勲議員。

○3番 高谷議員〔一般質問席〕 ジャガイモシロシストセンチュウの侵入防止対策についてということで、通告に従いまして町長に質問をいたします。

前段、私が議員になりました、平成19年9月に初めて一般質問をいたしました。その時の内容につきましては、JAきたみらい支所再編についてということ、それから農産物の病害虫侵入防止対策についてという2点での質問でありました。その時、隣町、訓子府町におきまして発生をいたしました、ジャガイモシロシストセンチュウについての質問でありましたが、その当時は1箇所が発生でありましたが、その後、新たに4箇所発生を確認されております。その後、平成23年7月25日、置戸町の川南地区におきまして発生を確認をいたしました。その後、行政、農協、関係機関の手厚い対策によりまして、他の圃場からの発生は確認されておられません。

そこで本題に入りますが、8月19日、網走市において国内で初めてのジャガイモシロシストセン

チュウの発生が確認をされました。今回のジャガイモシロシストセンチュウは、国が植物検疫の対象として侵入を警戒していたもので、今回は土壌を通じて侵入した可能性が指摘をされております。このセンチュウは、2006年にアメリカで確認をされ、世界でも根絶の難しい重要害虫に位置付けられております。その後、北米をはじめ、ヨーロッパ、ニュージーランド等で確認をされております。このセンチュウは、1972年に道内で初めて、真狩村豊川地区で発見、発生を確認されました、ジャガイモシロシストセンチュウに類似しており、卵は固い殻に覆われたシストに守られ、10年以上土壌の中で現シスト以上に乾燥、低温に耐えられるとのことであります。さらに、現状において国内、国外を通じて抵抗性の品種はないということで、今回の発生圃場においてもシロシストセンチュウの抵抗性の品種の圃場で発見されているというふうに報告があります。9日には、北見市内においてオホーツク振興局により経過報告がありましたが、網走のどの地区で発生されたかについては明らかにされておられませんし、今後においても公表する考えはないとのことであります。

そこで、町長にお聞きをしますが、置戸町として今後、シロシストセンチュウの侵入防止対策について、どのようなお考えがあるのかお聞きいたします。合わせて、昨年、町内の酪農家において発生をいたしました牛サルモネラ症の経過と、その対策についても伺います。サルモネラとは、自然界に多く分布する細菌で、牛に感染すると下痢を引き起こし、人の食中毒の原因ともなる公衆衛生上重要な病原菌であります。家畜伝染予防法による届け出伝染病に指定されております。通常は、集団飼育されている子牛に多発される病気でありましたが、牛の飼育形態の変化により搾乳牛での発生が増加傾向にあるとのことであります。乳量の低下、抗生物質投与による牛乳の廃棄等により、多大な経済的損失を及ぼすということでもあります。昨年の発生はまさにそれに当たると思います。完治までに打たれた対策について伺うと共に、再発防止にどのような対策を講じるのか伺います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 ジャガイモシロシストセンチュウの侵入防止対策についてということですので、先にお答えをしたいと思います。議員の方からもお話がありましたけれども、ジャガイモシロシストセンチュウにつきましては、網走市内の一部圃場において、国内で初めて確認されたことが8月19日に農林水産省の方から公表されまして、テレビあるいは新聞等で報じられたところであります。

市町村に対しましては、北海道の方から8月21日に文書をもって情報提供がなされまして、その内容は、今後、発生範囲を特定する調査を実施する場合の、調査協力が得られるように生産者等への情報提供を行うこと、そして、土壌の移動防止等の蔓延防止対策に努めるように要請をされたところであります。また、農林水産省の方からは、従来のジャガイモシロシストセンチュウ対策を実施することで、その蔓延を防止することが可能であり、その徹底を図ることの要請を受けているわけであります。使用する農機具等の機械洗浄による土壌の移動防止等の対策を徹底してまいりたいというふうに考えております。

これまでの間、平成19年にJAきたみらい管内で、議員の方からも話がありましたけれども、平成23年には町内の川南地区において、ジャガイモシロシストセンチュウの発生が確認をされた以降、毎年、馬鈴薯作付圃場の植物検診と、次年度の馬鈴薯作付予定圃場の土壌検診も継続して実施してきて、検診体制の強化を図ってきたという状況であります。

今回のシロシスト発生に対する新たな取り組みということでは、ＪＡきたみらいと協議をして、町内の青果物取り扱い業者２社であります。ここに情報提供の文書を送付いたしました。注意喚起と土壌の移動防止、さらに運搬車両の洗浄等の蔓延防止対策の実施への協力を要請してきたところであります。９月９日には、オホーツク総合振興局主催で、行政及びＪＡ、農業関連業者など幅広く集まっていた中で、ジャガイモシロシストセンチウ発生に関する合同会議というのが開催されたわけでありまして。そこでも原点に立ち返った蔓延防止対策の実施の徹底、これらが確認されたということでもあります。

今後も、北海道及びオホーツク地域の１４農協などで構成する、オホーツク管内農業団体ジャガイモシロシストセンチウ対策本部と連携しながら情報収集に努めるとともに、ＪＡあるいは町内の生産組織等を中心に従来取り組んできました、ジャガイモシロシストセンチウ蔓延防止対策を徹底してまいりたいというふうに思っております。

また、昨年町内で発生しました、牛サルモネラ症につきましては、酪農家１戸で８月１４日に発生が確認をされ、牛舎内での蔓延が確認されたことから、８月２２日に対策会議を開催して対策方針を決定し、牛舎環境での徹底した消毒あるいは抗生物質投薬による治療を行った結果、１２月初旬に終息しております。また、哺育育成センターでは、昨年８月以降、３件の発生がございました。早期発見ということもありまして、隔離治療により、それぞれ蔓延することなく早期の終息を見ているところであります。

今後における防止対策についてであります。牛サルモネラ症に限らず、日常の防疫対策の強化を図ることが基本であります。車両の出入口への石灰の散布、あるいは牛舎入口での踏込み消毒槽、これらの設置の徹底を図っていく必要があるだろうというふうに思います。そうした中で、家畜自衛防疫組合の総会等も含めて、こうしたことについて確認をし、また、町内にある酪農推進協議会、こうした組織においても、こうした問題について取り組んでおりますので、本年度については町内における牛サルモネラ症の発生はないという状況であります。

いずれにしても、それぞれの畜種がこうした問題についてきちっと対応していかなければならないということだと思います。そうした中で不幸にして、昨年こうした状況があったわけでありまして、行政もちろんそうでありまして、農業団体もそうです。それから、周辺の酪農家といえましょうか、農家の人達ももちろんそうであります。随分皆が苦労したと思います。ですから、生き物を飼っている以上は、あるいは、生き物を生産している以上は、やはり個々がそうした問題についてきちっと対応していくという、そうした責任がいつもあるというふうに認識していただかなければならないというふうに思っています。

○佐藤議長 ３番。

○３番 高谷議員〔一般質問席〕 まず、シロシストの関係なんですが、９日の合同会議、１４０人ぐらいの関係者、生産者、ＪＡ、それから運送業者なりいろんな団体が集まって経過を聞いたわけでありまして。その時点で、参加者の方からは、どこから発生したのかと。網走の中の一体どこなのかと。それは、１箇所なのか複数なのか、その辺もはっきり回答がないし、これらについては今後も公表する考えはないと、そういうことで従来のシロシストセンチウの時の対策、そういうものを基本にして今言われたような土壌の移動の防止、いわゆる洗浄であるとかそういうこと、それから、さらにどれだ

けの発生があるのか、その辺の土壤の検診であるとか植物検診の実施と、これらについては過去を振り返っていうと、1972年に真狩村で発生したセンチウの時にこの対策が講じられていれば、今現在シストセンチウが北海道の中で馬鈴薯の作付面積は5万2,400ヘクタール、そのうちの1万ヘクタールが既にシストセンチウの発生地帯になっているということでもありますので、今さら何を言っているんだというふうに自分としては思ったわけでありまして。それを新たなシロシストセンチウに充てて、これから対策というのでは、あまりにもおこがましいと、そういう思いが腹立たしいようなそういう思いがあります。特に、抵抗性の品種から発生したということで、これは発生すると抑える手立てはそうないんだと、まさに根絶することはできないんだということでもありますので、さらに新たな対策がここで示されるのかと。ましてやどこから発生しているのか分からないような状況を与えられて、その上で対策を講じろと言われても、なかなか万全な対策どうなのかなという思いがあるものですから、非常にその部分については疑問に感じているところであります。

農水の対策というのは何点かあるのですが、言われたところでいう土壤の移動防止であるとか、それから作付前の検診、特にシストセンチウというのは、連作するとさらに密度が高まっていくので連作の防止であるとか、それから発生圃場の土壤の消毒と、これはあんまり効果ないというふうに思うのですが、そういう従来の対策を踏襲して、これをシロシストに充てるというような考え方で、全く対策としては不十分だなというふうに思います。ただ、置戸はシストセンチウ発生したその時点から、非常に手厚い対策が講じられておりますので、それ以降発生はありませんし、今後についても十分その対策をとっていけば守られていくんだらうなというふうに思うのですが、そのシストそのものが発生する既に十数年前に、その土地に存在しているところから始まっているので、網走市の発生圃場を特定しないと、そこから一体どこまで移動して、それらが今後十何年間の間に発生するのかなというのは、想定ができないわけでありまして。今回の発生したところに留まってそれですむというふうには思えないんですね。過去のそういう経過から考えても、特に地域性のある網走市であるとか、斜網、斜里3町であるとか、もっと言えば、発生した後志管内辺りでも、実際に発生した圃場でも現に抵抗性品種ではなくて、実際の馬鈴薯が生産されているような状況で蔓延防止に対する方策が全く講じられていなかったわけですから、今後においても発生することは、間違いなくあるぞというふうに想定しながら対策を打たなければならないのに、従来の対策というのは、これは発生した圃場からの蔓延防止であって、さらに広がった時の対策というのは全く講じられていないということでもありますので、新たな方策というものを講じていかなければならないというふうに考えますので、置戸町として従来の対策に合わせて、シロに対する対策というものも考えていかなければならないんだらうと思いますので、改めて町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○佐藤議長 質問の途中ですが申し上げます。12時を過ぎましたが引き続き一般質問を続けます。

町長。

○井上町長〔自席〕 議員は、今もきたみらいエリアの馬鈴薯のかなり重要な立場にいるんだらうというふうに思います。それだけにこうした病害虫の、しかも重要病害虫といわれるシストセンチウの問題について、誰よりも関心があるといいたまいますか、懸念をされるというのは私もよく分かります。平成23年に町内で発生した時に、私も道庁の農政部防疫研究所の幹部の人達でしたけれども、随分やり取りしました。このジャガイモシロシストセンチウもそうでありますけれども、人畜には無害だ

という言い方があります。そして、このセンチウについて付着した馬鈴薯を食べても、人の健康には害さないんだということがきちっと明記されていると。この辺に私は、議員がお話あった、少なくともこういう実態があるにも関わらず、きちっとした対策が講じられていないんじゃないかという懸念がそこにあるんだというふうに私は思います。そうした意味では、議員とこの問題についての認識や、また先に向かって農林水産省をはじめとする機関がもっと積極的に対策を講じなければいかんのではないのかということについては、全く同じであります。

議員の方からもお話がありましたけれども、このシロについて言えば、シロに限らないと思うのですが、土の中で20年も生きていうか、そういうふうに言われていると思います。そんなことを考えますと、一度そうした実態が出てきた時には、なかなかその部分だけじゃなくて周辺も含めて、しかもどこまで広がっていくのかということが分からないだけに、やはり発生した時の根元をきちっと抑えて対策を講ずるようなことをやっていかないと、いつも不安に、ジャガイモ耕作者もちろんでありますけども、特にそれと合わせて、種芋耕作者にとっても非常に大きな課題といたしましうか、問題だと思えます。いろんな機会に農林水産省の人はもちろんでありますけれども、所管の大臣や政務官ともいろいろお会いする機会もありますので、網走で発生した例を挙げながら、それと、平成23年に私共の町の中で発生した、それに対する対処として、非常に苦労したんだと。苦労したんだけれども、尚且つそれはこれからも引きずってといたしましうか、継続して対応していかねばならないという大きな課題もしょっているんだということも話をしながら、しかるべき研究機関できちっとこうした問題について対応するように要請もしていきたいと、こういうふうに思います。

なかなか小さいこうした町で、具体的にどうすれこうすれというか、こうしますということも言い切れないところにこうした問題の深さといいたしましうか、難しさもあるということは、お互い理解をしながらでのやり取りだというふうに思いますが、私の立場としてもいろいろ努力をしていきたいと。そうした中で、研究機関がきちっとした具体的な対策が講じられるように行動していきたいと、運動していきたいと、このように思います。

○佐藤議長 3番。

○3番 高谷議員〔一般質問席〕 町長も同じ考えということで非常に憤っている部分あるんですが、発生したところに対する対策ももちろんなんですが、まだ未発生のところに対する対策ということがきちっと見えてこないと、我々もどうしていいのかというふうに思います。特に、これだけ蔓延して広がったというのは、最初の初動の対策が十分に講じられなかったことがこういうことに繋がったし、生産者の意識がやはり収益性を求めた生産物、抵抗性品種では、どうしても販路が拡大できない、市場の評価もないということで通常の市場で評価されている農産物にシフトして、こういうリスクを負いながら結局それが蔓延に繋がって、今の1万ヘクタールに繋がっているんだと。そのことを十分認識をして、シロに対して対策を打たないと同じ結果が、特にそういう意識が欠如している地域だと、そういう地域に発生したから同じ問題がまた広がっていくんだなというような懸念があるので、ぜひそこは同じ意識、認識を持ちながら対策を講じていただきたいなと、そういう思いでありますので、その部分については町長をお願いをしておきたいなというふうに思います。23年の発生の際、発生ということが確認されたその日に、特に種芋の生産者の皆さんは、すぐ対策の会議というか、そういうところで非常に苦労した経験というか思い出がありました。隣接する種芋の農家は、既に自分で

は種芋の生産はできないということで止めるというような、そういう思いもありました。それに対する皆さんの引き留めというか、お互いに努力をして、これを何とか継続していきたいという思いで、大の男が涙を流しながら、そういうことがありました。ぜひ未発生地帯に対する方策を今後きちっと検討していただきたいなど、そういう思いでありますので、よろしく願いをしたいなというふうに思います。

それと、先程のサルモネラの関係につきまして、これも境野で8月に発生をしてから12月までの長い期間にわたって、いろんな人たちの苦労があったわけでありまして、非常に酪農家を含めて大変な思いをしたなというところがあります。それと合わせて経済的にも非常に大きなダメージを与える事件でありました。育成の場合は、搾乳もしておりませんし、育成センターなりああいう場所であれば、きちっとした隔離対策を打てるのですが、一般の酪農家から発生した時には、いわゆる病気を受けてない牛に対する配慮もありますけれども、やはり完治するまでにどんどん次の牛、次の牛、そういうふうにつつっていつてなかなか終息できないと。ましてや抗生物質についても、1本2万円もするものをどんどん打っていかねばならない、こういう大変な思いをしたわけでありまして、ぜひ今後においても、そういうものの侵入防止対策をやりながら再発防止に努めていただきたいと、そういうことを申し上げまして私の質問を終わります。

○佐藤議長　しばらく休憩します。午後1時10分から再開します。

休憩　12時10分

再開　13時10分

○佐藤議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

○佐藤議長　6番　岩藤孝一議員。

○6番　岩藤議員〔一般質問席〕　それでは、通告に従いまして一般質問を行います。役場職員の定員管理計画と機構改革についてということで、町長にお伺いいたします。

地方分権にふさわしい簡素で効率的な行政システムを図るためにということで、自主的な職員定数適正化計画を策定することと、平成6年に自治省の方から通達があり、そのことを受けまして、平成8年から置戸町として第1次置戸町定員適正化計画5年間、それから第2次、第3次と、平成26年度まで5年間を基本とした形で適正化計画を作ってきて職員の採用を図ってきたというふうに認識しております。そこで、平成26年度までということで、今年度、また来年度までという、その辺りの計画は出ていないわけですが、平成27年度は、職員採用数が限定しているというふうに認識していますが、第4次の計画、そういうものを策定する必要があるのではないかということと、またそれに合わせて役場内の機構改革というものも今のこの状況を見ると、必要な時期になってきたのではないかなということをお伺いしたいと思っております。

○佐藤議長　町長。

○井上町長〔登壇〕　役場職員の定員管理計画と機構改革についてということですが、置戸町定員適正化計画につきましては、平成8年度に策定しました第1次計画から、第2次、第3次と続きま

して、平成26年度を第3次の終期としております。この間、19年ほど経つわけではありますが、行財政改革によるスリム化あるいは定年退職者の不補充、また、施設、事業の民間委託、行政機構の改革などにより、その時々定員管理を進めながら現在に至っております。また、長年の懸案でありました老人ホーム民営化の移行年度が少しずれたことによりまして、達成時期に変動はきたしておりますが、第3次計画の中では、74名としていた計画値を下回る、71名の職員数ということで推移しております。

そこで、第4次の計画であります。町は人口減少が進み小規模になりつつあるわけではありますが、地方行政に求められる自治体としての独自性あるいは専門性、地方分権による権限委譲などの課題を抱えておまして、今後のより良い行政サービスを提供し続けていく体制を考える時、第3次計画の終期である平成26年度の職員数としております74名が一つのラインというふうに考えておまして、平成31年度までの新たな職員適正化計画を策定していこうというふうに思っております。

また、定年退職などによって生じた職員の年齢構成には偏りが見られることから、新規職員の採用にあたって、新卒者のみならず、社会人からの採用を進めるなど、数とバランスが取れた職員構成に努めてまいりたいというふうに考えております。しかし、一方では依然として厳しい地方財政状況を踏まえた行政運営が必要であることから、課の設置、係間の連携、業務の適正配置など、より時代に即した町の行政機構のあり方について今後とも検討してまいりたいと、このように思っております。

なお、平成28年度、来年度につきましては、現在のところ3名を予定しております。また、社会人枠として、1人ないし2人を予定しているところであります。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員〔一般質問席〕 答弁いただきました。ただ、機構改革の部分全く触れられてなかったのですが、その辺り町長もう一度お願いいたします。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 機構改革は、基本的にやらなければならないだろうなというふうに思っています。ただ、昔のように横の課の連携といいましょうか、そのことを必ず言われますし、そのことも期待するわけですが、だんだん仕事のやり方というのが変わってきているのも事実です。一人が一つの事業を、あるいは、いくつかの事業を抱えるという形がどうしてもあるものですから、言葉では割と簡単に横の連携ということをよく言うんですが、なかなか課の中にはそうしたことが非常に難しいところもあります。しかし、限られた人数の中で仕事をこなしていかなければならないということもありますので、その辺のことも含めて、どういう形が望ましいか、そのことも含めて検討したいと、このように思います。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員〔一般質問席〕 74名が職員の定数を基本のラインとしてという答弁でした。去年、常任委員会でもらった資料によりますと、74名ということで、27年度、今年になりますけども、3名の採用予定、いま答弁いただきました、28年度が3名の新採用と社会人枠として1~2名というようなことでした。確かに町長言われるとおり、小さな町で人口が減ってきていますし、その中で役場職員の定数というものの、どの人数が一番適正なのかというのは、一番難しいところがあるのかなというふうに思います。偶然といいますか、余談になるのかもしれませんが、今朝、ちょうど

役場に来た時に、下の駐車場のところにマイクロバスが停まっていて、役場の若い男の職員数名と若い女子職員が何人がいて、どこかに出発するのかなという雰囲気でした。話を聞くと、自治労の野球の全道大会にこれから釧路に向かうんだということで、和気あいあいといえますか、楽しげに皆で集まっていました。ああいうのを見ると、すごくエネルギッシュだなというか、役場職員もああいうのを見ると、仕事の中でああいう違う力を発揮してくれるのかなと、すごい期待をする楽しい気分になったんですけども、ああいう力が役場職員の中で本当の仕事としていろんなエネルギーをこれからも発揮するような、そういうことになってくるのかなというふうに思いました。

そういうことを考えると、先程町長、職員の年齢構成のことを言われました。それで、社会人枠ということでの採用ということも必要だということでしたけれども、機構改革ということとも繋がるのかもしれませんが、今年は特に100周年ということで事業が目白押しで、僕の関係する役場職員、中心になるのは産業振興課ということが多分に多くなるわけですが、とにかく忙しくて忙しくてしょうがないと、そんなような愚痴とも取れるようなことばかり言っているような状況もあります。そんなことを踏まえると、本当にどの課へ行っても人足りないんだ、大変なんだというようなことも聞きます。74名というのが適正なのかどうか、その辺分かりませんが、町長なんて言うんでしょうね、せっかく役場職員の若手の自治労の野球部、ああいうエネルギーというものが仕事の中に上手く繋がっていくというか、エネルギーが繋がっていく、仕事に意欲が湧いてくる、そういうものに繋がらないのかなというふうに期待するのですが、町長その辺り、職員の今の状況についてどう思われますか。いろいろ頑張っている職員もいると思いますし、中にはどうなのかなという職員もおります。数多い中でいろいろな職員がいるというのも分かりますけれども、総体的に町長どう考えておられるかお伺いしたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 人数が十分満たされているかどうかというのは、いろんな角度からの検証が必要ですし、一概にどうこうという数だけで申し上げることは難しいと思います。しかし、よくやっているなとか、頑張ってくれているなというふうには思っています。

先程、自治労野球の全道大会で職員が行く場面に会ったということありますけれども、うちの野球部も数年前になくなりそうな時期ありました。今、率直に言って、一時は市役所や役場というのは、野球部がないなんていうことは、ほとんどなかったと思いますけれども、今非常に減ってきています。逆に言えば、それだけ全道大会に行く道も少し広がっていているという感じもないわけではありません。しかし、とても張り切って自治労の野球大会とはいいいながらも、部長だとかそういうのは管理職でもありますから、おそらく今日の議会終わったら行くんだろうと思うんだけど、いろんなことを含めて非常にそういう意味では頑張っているなど。私は、そういうことを含めて応援したいなというふうに思っています。そのことが一つの仕事上の繋がりはあんまりないとしても、いろんな形で連携といいましょうか、そういうことに繋がっていくことの大きな要因の一つとして、野球も役割を担っているんだろうなというふうに思います。

これは、はっきり言えると思うのですが、置戸の町はいろんなイベントというか行事が多いと思います。特別に多いと思います。しかし、そうした中で町の職員がいろんな関わりをもってイベントを、あるいは祭りを支えているということだけは、私は間違いないというふうに思います。もちろんそれ

それぞれの町民の方から見た時に、必ずしも十分でないという面もあるのかもしれませんが、総体的に言えば、私は非常に関わりを持っているし、一生懸命そうしたものに役割といたしましょうか、担っているというふうに思っております。そうした意味では、これからは職員には直接的に仕事上との関わりがあるなしに関わらず、そうした町のイベントに対して関わって力を発揮して行ってほしいなと、そのように思っています。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員〔一般質問席〕 本日に職員イベントごとに手伝っていますし、いつだかのタイムスに、地元出身の職員が少なく云々かんぬんというようなことも出ていました。それを読んだ他所の町から就職した職員が、地元出身じゃなきゃいけないのかなんて怒っていた職員もいましたけれども、本日に職員になって置戸を愛して置戸で働いている職員が多いというふうに思っております。

そこで、先日、活躍推進法というのが国の方で制定されて、自治体も含めて来年の3月末までに女性の登用を義務付けるといふか、そういう計画を作れという法律ができたというふうに聞いております。その辺り、置戸の職員の中で女性登用というものをきちんと計画付するのかどうか、その辺りも含めてお伺いしたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 どうでしょうかね。できるだけ女性を登用したいという思いも率直に言っていないわけではありません。ないわけではありませんというよりも、むしろあるのかもしれませんが、私自身が。ただ今年は、男性、女性というふうには考えてはいなくて、人というか、そういうことで起用してきているというふうに自分で思っています。しかし、そうは言ってもというところも国の方針としてもあるんでしょから、それはそれとして意を用いていきたいというふうに思っていますが、私は、議員も見てというか実態を見た時にお分かりだというふうに思いますが、非常に重い仕事を女性職員に担ってもらっているところもたくさんあると思っています。そういう意味では、人ということでこれからは起用していきたいなというふうに思います。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員〔一般質問席〕 今の女性の登用というのは、行動計画を作れという法律になっていると思うのですが、この辺りは作らなくちゃいけないと思うのですが、いかがですか。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 ちょっと私の勉強不足かもしれませんが、義務化になっているのかどうかという点も含めて検証したいと、このように思います。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員〔一般質問席〕 先程、28年度で3名の採用を予定していると。社会人枠として1~2名ということでありました。職員の定数管理計画も策定したいというふうに言われました。この計画自体、第4次になるんですけども、いつ作るのか。そして、何年度から適用して何年度までの計画にするのかということをお伺いしたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 人数だけの問題で申し上げるならば、今の74名が一つの、先程も申し上げましたけれども、その数字がある程度一つのラインとして考えていく必要があるんだろうなというふうに

思っています。しかし、その時々に応じてといいたいでしょうか、増やしたりということが状況としてはあるだろうというふうに思います。

例えばの話ですけれども、行政報告でも申し上げましたけれども、大型の農事組合法人なるものができて、実質的には来年からスタートしていくわけですけれども、中心はもちろん、その組合法人でありますし、農協組織だろうというふうに思います。しかし、それをやはりバックアップしていく立場としての町でもありますから、当然その時に人の問題というのが出てくると思います。そうした中で、現在の役場の機構でいえば、産業振興課に人員配置をどう考えていくのかということが当然考えなければならないことの一つです。同時に、定年を迎えて、60歳で役職も含めてでありますけれども、定年を迎えるという職員も当然出てきます。再雇用で仕事をしてもらおうというふうに基本的にはそのように思っていますが、必ずしもそれが、その人が今申し上げたような、その時々の仕事に上手く当てはまるかどうかという問題が当然あります。そんなことも含めて、この定数の問題といいたいでしょうか、採用の数の問題というのは、少し弾力性を持ったものでないといけないうふうなというふうに思っています。その一つのラインとしては74人ぐらいだろうなというふうに認識をしながらこれからも考えていきたいと、こういうふうに思っていますし、早急に作り上げたいというふうには思っています。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員〔一般質問席〕 早急に策定してくれるということですので待ちたいというふうに思いますが、町長言われました、産業振興課にというようなお話がありましたが、ここで機構改革のことについてお伺いしたいのですが、農務課というものがあって、それから産業振興課というものに林務商工課と一緒になると、何年前なのか僕ちょっと分かりませんが、産業振興課、本当に今は守備範囲が広くて、課長以下職員も含めて本当にいろんな場面でイベントなり何なりすべてのところに職員が顔出して一生懸命やっているというふうに思います。そんな中で、観光を含めて商業と、それから林業、農業、その辺りはきちんと分けた方が職員も立場といいますか、仕事の分担といいますか、そういうものが分かりやすいのではないかなというふうに思います。一緒にした機構改革というものをもう一回分けるというのは、逆行するということになるかもしれませんが、町長その辺りもう一度分けてみるという考えはないか、その辺りお伺いしたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 あんまり自分の経験上の話はしたくないのですが、私も3つの課持ったことがあるんですよ。優秀な部下もいたからやれたということもあると思います。ですから、問題はその下で働いている人達をどう動かしていくのかっていうことにもなると思います。同時に、以前から申し上げているように、私は観光なんていう部分は、願わくば民間の人達にやっていただきたいというふうに思っています。しかし、なかなかそれが上手く進まないというところもあって、事務局長が産業振興課長がそれを担っていると、あまりいい展開にはなっていないと思います。ですから、こうしたところも手掛けなければならない、手をつけなきゃならないというふうに思っております。それは、同時に議員も置戸の観光協会の役員でもありますから、ぜひ前向きにといいたいでしょうか、積極的に考えていただきたい一つだというふうに思っています。そうした中で、行政としての、今産業振興課というお話がありましたけれども、そういうところの仕事の範囲といいたいでしょうか、内容といいたいしょう

か、そういうことも少しずつ解消できるだろうなというふうに思います。

なぜ観光のことを申し上げるかということになりますと、やはり民間の人達にそういう分野を担ってもらう方が、私はいろんな部分を弾力的にやっけていく、やっけていきやすいから申し上げているわけで、決して行政が少し楽をするために民間の方に出したいとかっていうことじゃなくて、やはり観光ですから、もっと弾力的にいろんな事業を、あるいは、いろんなことにチャレンジできるというか、手をかけやすいというか、そういうものだというふうに思っていますので申し上げたわけでありまして。そうした中で、役場の仕事の部分も少しずつ変わっていくだろうなというふうに思います。先程来も申し上げておりますけども、やはり老人ホームも今まで直営でやってきましたけれども、社会福祉協議会の方に管理運営をお願いしております。こどもセンターの関係についても、そうしたことをやってきました。少しずつ民の力といいましょうか、そうした力を借りながらこの行政も運営していかなければならないというふうに思っていますので、課の中においては少ししんどいところもあるというふうには思いますけれども、そうした中で少しずつ民間の人達の力を借りながら対処していきたいと、このように思っています。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員〔一般質問席〕 今、産業振興課のことで観光関係のこと、民でもう少しというお話もいただきました。それを言われちゃうと副会長という立場でちょっと辛くなっちゃうんですが、それは置いときまして、先程来、食のまちづくりとかっていうお話も出てました。もう一つ言われることは、公民館へ行くと、公民館の職員本当に少なく大変そうだよねと。公民館で抱えている事業もたくさんあるんだけど、職員が足りなくてある会議なんか、会議の案内のハガキが会議開始時間7時、それから会議終了時間9時までというような時間を区切った案内がくるような状況にもなっています。僕それ見た時に、公民館の会議でうしろが決まっている会議の案内なんて今まで見たことがなくて、情けない社会教育だなというふうに思ったことがあります。それほど職員大変なのかなというふうに思いますけれども、公民館も客観的に見ると、職員数が足りないのかなというふうに思いますが、その辺り町長どうお考えですか。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 会議の時間というのは、一概になかなか申し上げにくいところあるんですけど、それは司会者の会議の進め方の上手、下手もあるので、一概に2時間が短いとか長いとかっていうふうには決めつけた言い方はなかなかできないと思います。しかし、どうですかね、私は会議に出席して思うんだけど、2時間も会議やってくると十分だと思いません。これが3時間やったから、4時間やったから何か良いアイデアが浮かぶかったら、私の記憶ではあんまりないですね。どちらかというと疲れきっちゃって、早く終わってくれないかなというふうに私自身そういうふうに思うんですよ。ですから、私は会議の案内で7時からやって9時まで終わりますからというふうに言って案内してくれる方が、むしろ案内された方としては有難いように思うのですが、いかがですか。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員〔一般質問席〕 確かに、集中力という会議の時間だけの話でいえば、2時間も真剣に議論すれば十分だし答えも出るのかもしれませんが、昔よく言われた、夜なべ小屋ですとか、時間無制限の中からいろいろなアイデアが出てくるというようなものが置戸の社会教育の基本だとい

うふうに僕は考えていますので、終わりを先に決められた会議というものは、その後の何かとんでもないことが生まれてくるという可能性の芽を摘むんでいるのかなという気がして、悲しい思いがしたということでございます。それほど公民館の中が職員数が足りない中でやっているのかなと。9時以降は残った仕事があるので9時までには会議を終わらせたいということなのかなというふうに思ったということでございます。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 教育委員会の方にもその辺の実態といいたいまいしょうか、聞いてみないとなかなか即答しにくい面いろいろあります。これは人事の事にも私は率直に言って関係してくると思います。今、議員がお話あったことを十分受け止めながら考えたいと、こういうふうに思います。

○佐藤議長 6番。

岩藤議員、質問の趣旨、本旨に戻って個別的な方向にできるだけいかないようにお願いいたします。

○6番 岩藤議員〔一般質問席〕 町長言われるように、74人で適正な、それを基本としてやるべきことをやる、それしかないんだと思います。人口が3,000人になっても行政としてのやる仕事の数というのは、決して減ることなくて、逆に増えていくような状況、そんなことにもなっているのかなとも思います。いずれにしても職員には頑張ってもらわないといけませんし、町民も職員には期待しているところが多いと思いますので、今言われました人事のことも含めて、きちんと職員の採用、それから、職員の仕事、適正、適正じゃない、そういう人員配置ですね、そんなことも含めてしっかりとやっていっていただきたいなというふうに思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 得意、不得意ということは、人ですからそれは少なからずあると思います。しかし、この限られた職員の数の中で、私共は基本的には、できるだけ適正配置ということ念頭に置きながらやってきているつもりです。ただ一方では、経験を積ませておかなければならないということもあります。それは、申し上げるまでもありませんけれども、年齢が一つずつ上がっていく上でいまいしょうか、経験を積んでいくことによって上のポストをこなさなければならないということが当然出てきます。その時に、一定程度経験しているかないかというのは、いろいろあると思います。それは、部下を指導する場合においてもそうでしょうし、何か政策をやっていく、展開していく中でも経験があるか、全くないかっていうのは、これは私共この人を異動していく立場の者としては、そういうことを考えなきゃならないというふうに思います。

それと、人数のことでいえば、時々によって数が多い少ないということはあると思います。ただ、どんと本当に大きな人数を採用した後というのは、どうしても抑えなければならないということが、ある種当たり前のようにありますけれども、それが結果として後から足を引っ張るという形になってこざるを得ないということになります。ですから、採用する数の問題もいろんな事業があるからということで、どんと増やすようなことは避けておかないと、10年経ち20年経ってきた時に、その人たちの下の部分が非常に影響を受けてくるということです。そうなりますと、職場全体が上手く回らなくなってきます。本来的なことと言えば、先程、社会人枠として1名か2名というふうに申し上げました。もちろんその必要性があってそういうことを申し上げているのですが、毎年的人数を上手くずっとやってくれば、そういうことの必要性が少ないのかもしれないかもしれません。少ないのかもしれない

けれども、現実はなかなかそうはいかないというところが、この小さい職場になればなるほどそうした問題を抱えるということだと思います。そういうことを社会人枠で埋めていかなければ、この組織全体がなかなか上手く動いていかないということにもなりますので、専門職のことも含めてですけれども、来年は1人ないし2人を採用して、そうした部分について上手く展開できるようにしていきたいなど、そのように思っております。

○佐藤議長 6番。

○6番 岩藤議員〔一般質問席〕 職員と言えども人で、町長という立場になるとその人、会社でいえば社長さんが従業員をどのように採用して、どのように使っていくかという本当に難しい立場にあるんだというふうに思います。定数管理計画、きちんと作っていただいて、将来見据えた上で町職員としてきちんとしたバランスのとれた仕事のできる役場職員、役場になるように期待して一般質問を終わりたいと思います。

○佐藤議長 これで一般質問を終わります。

◎日程第 3 議案第50号 「福祉の夢」サポート基金条例の制定についてから

◎日程第14 議案第61号 工事請負契約の締結についてまで
————— 12件 一括議題 —————

○佐藤議長 日程第3 議案第50号 「福祉の夢」サポート基金条例の制定についてから日程第14 議案第61号 工事請負契約の締結についてまでの12件を一括議題とし、これから質疑を行います。議案の順序で行います。

〈議案第50号 「福祉の夢」サポート基金条例の制定について〉

○佐藤議長 まず、議案第50号 「福祉の夢」サポート基金条例の制定について。
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次の議案に進みます。

〈議案第51号 置戸町個人情報保護条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 議案第51号 置戸町個人情報保護条例の一部を改正する条例。
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次の議案に進みます。

〈議案第52号 置戸町手数料徴収条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 議案第52号 置戸町手数料徴収条例の一部を改正する条例。
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次の議案に進みます。

〈議案第53号 平成27年度置戸町一般会計補正予算(第5号)〉

○佐藤議長 議案第53号 平成27年度置戸町一般会計補正予算(第5号)。

質疑は条文ごとに進めます。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書（第5号）、6ページ、7ページ。歳出から進めます。

3. 歳出。2款総務費、1項総務管理費。

質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 番号制度の導入に要する経費について伺います。当初予算でも1,780万円ほど計上しておりますが、今回687万円の追加ということですが、これはいろんな10月から開始するにあたって、セキュリティ対策だとかいろんな諸々の対策の中で負担金等も増えたということなのですが、これは国のこういった制度に対して地方が国の委任を受けてやるということで、当初予算では歳入で、国の補助金で、6月も追加があったんですが、1,390万円、約1,400万円ほどの国の補助を見込んでいるわけですが、財源対策ね。今回、687万円ということと、今後もセキュリティ対策については補正もあり得るという説明があったんですけど、国の補助といいますか、財源対策が一定程度見込まれるのかどうか。今、1,390万円の、これが上限なのか、歳入がね。その辺の見込みというのは、どういうふうに見ているのか説明をお願いしたいと思います。

○佐藤議長 総務課長。

○菅野総務課長 まず、今回の対策につきましては、先程、予算説明の時にお話したとおり、年金問題の事件の関係で、総務省からマイナンバー制度が施行される10月5日までに、全国の市町村において確実に国が求める措置を行いなさいという通知のもとに取り組んでおります。そういった部分で、財源とかそういった部分、全国町村会とかそういった部分では、この後の第2のセキュリティに対応してくる部分も出てくる時には要望をしているという情報のみで押えております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 10月に入りまして、マイナンバーの通知が個々に簡易書留で通知されるということを知っているわけですが、そういった通信運搬費といいますか、そういった諸経費ですね、そういったことも含めて、この番号制度導入に対する経費として国の方はそれも見込んでのこれからの算定というのか要望にもなるのかもしれませんが、そういったことも含まるのか教えてほしいと思います。

○佐藤議長 町民生活課長。

○鈴木町民生活課長 10月から通知されます通知カードの送付の費用でございますが、6月に補正をしていただきました、地方公共団体情報システム機構の方にカードの作成事務をお願いをしておりますが、発送の費用も含めて全部機構の方をお願いをしておりますので、新たに郵送の経費が発生することはありません。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

7番。

○7番 小林議員 今年は、マイナンバーそれぞれ、今言ったように通知はくるんでしょうけども、来年以降、第1次、第2次のカードの利用が年々ナンバー法で、今年度もこの間国会通過しましたよね。

そういうふう年度ごとにいろんなものが入ってきた時に、またこういう自治体のシステムの協議会に大幅に負担をするというのか、制度改正になれば当然そのまんまの利用ができるようになるためには、こういう負担が毎年かかるようになると思うのですが、その辺はどうなんですか。

○佐藤議長 総務課長。

○菅野総務課長 マイナンバーカードの利用につきましては、国の利用方針というか、まずは3点、税と医療と災害部分から、国はこれからいろいろな年金とか免許証とか、それこそカードとかそういった部分は国のやることで、市町村としては、あくまでもマイナンバーのセキュリティと、例えば、再発効した時の手続きになっていくのかなと思っております。ただ、これから12月にも条例改正をお願いする部分で、独自利用の形、利用の部分が出てきます。医療給付とか乳幼児とか、そういった部分で連携して取り組んでいく部分は出てきます。独自利用で、乳幼児医療とかそういった部分で使っていくという部分です。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

7番。

○7番 小林議員 図書館から本を借りてきてうろ覚えなところあるんですけども、来年から社会保障に関する年金の分野だとか、あるいは税の分野だとか防災の分野ということで、2016年度はそういうふうにやりますよと。それから、2017年については、第2次導入ということで国の機関あるいは自治体との連携を情報提供ネットワークでやるよと。その時に、マイホルダーというのが開始されますというような計画がありますけども、どうもその都度、国の言いなりったら変ですけども、そういうふうなのが段々詰め寄ってきているのかなという感じするので、一回にできないものなのかなという感じするんですけども、その辺はどうなんですか。

○佐藤議長 総務課長。

○菅野総務課長 小林議員がおっしゃるのも分かります。条例自体も12月まで待ったのは、国がころころ動いているという部分で、それによって市町村の私どもに影響する条例が何処まで影響するかというのを今でもやっています。今日の新聞じゃないですけど、消費税もやるとかそういった部分で、私どもも何処まで情報、ここで終わりなのかっていうのがまだ見えないという、そう言った中でセキュリティだけは10月5日までにちゃんとやりなさい。このセキュリティもどういふふうに対応したらいいかというのは、来週早々、協議で集まって対応策協議していく状況です。そういった部分で最終的に国が、今、社会保障、税、災害対策でやっていますが、今後は、民間の方のオンラインだとか、最終的には、コンビニで証明書とか、まだ最終的に確定していないと思うんですよ。年度ごとに、この年には何処までできるかっていう思いでやっているのかなという、私個人は思っています。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページへ進みます。

8ページ、9ページ。3項戸籍住民登録費。3款民生費、1項社会福祉費、2項児童福祉費。

質疑はありませんか。

9番。

○9番 嘉藤議員 児童福祉費のところでお伺いしたいと思いますけども、置戸町こどもセンター補助

金の減額について内訳をお知らせください。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 補助金の減額の内訳でございますけども、予算の時にもご説明したとおり、利用者の負担軽減ということで、国の保育料よりも町の保育料を安く設定してございます。それから、多種減免ということで、小学校3年生までいる範囲の中で、2人目、3人目以降について軽減をしているところでございます。それらを合わせまして、今回、減額する1,440万6,000円がその内訳となっております。従来の考え方では、この部分が補助金ということで支出をしたわけでございますけども、今回の新たな制度が開始されましたことによりまして、給付費から、最初からの給付ということになってございます。ただ、収入については、国の利用料、社の負担分をもとに積算をして収入となっております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページへ進みます。

10ページ、11ページ。4款衛生費、1項保健衛生費。5款労働費、1項労働諸費。6款農林水産業費、1項農業費。

質疑はありませんか。

6番。

○6番 岩藤議員 季節労働者冬季雇用対策に要する経費、300万円の追加なんですけど、この予算と関係ないんですけども、ちらっと聞いた話なんですけど、今年度限りで企業組合が解散するとかっていう噂を聞いたのですが、その辺りどのようになっているのでしょうか。

○佐藤議長 産業振興課長。

○坂口産業振興課長 去る、9月6日に厚生企業組合の第37回の定期総会ございました。それで、岩藤議員の耳には、解散という噂が入っていたということではありますが、この総会において、山田理事長もう1期務めて、新しく専務理事に平直樹さんが専務理事になって、理事の入れ替えも2名入れ替えをして、来年度、新年度も活動をしていくという決定になりました。そういうことでいろいろご心配かけましたが、勤労者厚生企業組合については、本年度以降も継続して活動してもらえるということになってございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページへ進みます。

12ページ、13ページ。7款商工費。8款土木費、1項土木管理費。10款教育費、2項小学校費、4項社会教育費。

質疑はありませんか。

9番。

○9番 嘉藤議員 小学校管理に要する経費というところでお伺いをいたします。停電による新たな通電のための故障ということでしたけど、再発防止策等は考えているのでしょうか。

○佐藤議長 学校教育課長。

○葦島学校教育課長 再発防止策ということでございますけども、今回の故障の原因につきましては、何らかの異常電圧が発生したことによる、基盤等弱電機器の破損と考えられています。本来、異常電圧がかかった場合には、ブレーカーが作動して、それ以上電流が流れない仕組みとなっているところでございますけども、今回の場合、ブレーカーの作動前に異常電流が流れたということが考えられます。現在のところ、施設の電気補修を行っている事業者さんともいろいろお話をしているところなんですけども、今のところこれといった対策というのは考えられないという返事をいただいています。ただ、このままでまた再発したら安いお金ではないので、今後も電気自動車と事業者さんと連携をとりながら考えられる対策が出てきた場合には、すぐに対応をしていきたいというふうに考えています。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

なければ次のページへ進みます。

14ページ、15ページ。5項保健体育費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ歳入へ進みます。

4ページ、5ページ。

2. 歳入。9款地方交付税。13款国庫支出金、1項国庫負担金。14款道支出金、1項道負担金。

20款町債。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ議案にお戻りください。

第2条 地方債の補正。

第2条 地方債の補正は、議案の3ページ、「第2表 地方債補正」をお開きください。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

4番。

○4番 佐藤議員 6ページ、7ページの企画費の中の、総合戦略に要する経費の中で、これから委員を委嘱して、年3回ほど開催するということなんですけども、その中で委員の委嘱の分野として、産・官・学・金・労・言ですか、その中で学という部分があるんですけども、学というのはどういった人を選んで求めるのか。素人考えになれば、大学の先生だとかそういった学者さんといいますか、そういった方かなと思うんですけども、基本的にはどういった方を目指しているんですか、学からくる委員の方は。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 この各界の言葉として、産・官・学・金・労・言という言葉がございます。産は当然、産業界ということで農林水産業が主なものになろうかというふうに思います。官につきましては、行政機関ということで、置戸町内における他の行政機関を想定をしております。学につき

ましては、教育関係という押さえでございまして、高校あるいは小・中学校、大学があれば大学というような分野になろうかと思えます。金につきましては、金融機関。労につきましては、労働関係。言につきましては、報道機関関係と、このような各界の方からご意見をいただくという予定でございます。

○佐藤議長 4番。

○4番 佐藤議員 この選ばれる委員の方については、町内に在住する方ということで特定されるのか、あるいは、分野によっては町外のそういった有識者に委員になってもらうという、そういう選び方もあるのですが、この学の方については、そういった町内、町外とか具体的に決めとかあるのでしょうか。

○佐藤議長 町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 この各界の方々からのご意見につきましては、町内に限定されているものではございません。町の考え方によりまして選んで構わないということになっています。置戸の場合について申し上げますけれども、今ご意見いただいたことにつきましても、内部的にはいろいろ検討いたしましたのですが、最終的には、やはり町民の方の代表の方が町のことをよく知っているということで、具体的な課題や今後の方策についての意見をいただけるであろうという考え方に立ちまして、全部で15名でありますけれども、全員町内からお願いをした次第でございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次の議案に移ります。

〈議案第54号 平成27年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)〉

○佐藤議長 議案第54号 平成27年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第1号)。4ページ、5ページ。下段の歳出から進めます。

3. 歳出。11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ上段の歳入に進みます。

2. 歳入。7款繰入金、1項基金繰入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次の議案に移ります。

〈議案第55号 平成27年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)〉

○佐藤議長 議案第55号 平成27年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第2号)。4ページ、5ページ。下段の歳出から進めます。

3. 歳出。1款総務費、1項総務管理費。6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金。
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ上段の歳入に進みます。

2. 歳入。2款国庫支出金、2項国庫補助金。5款繰入金、1項一般会計繰入金、2項基金繰入金。
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次の議案に移ります。

〈議案第56号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について〉

○佐藤議長 議案第56号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について。
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次の議案に移ります。

〈議案第57号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について〉

○佐藤議長 議案第57号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について。
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次の議案に移ります。

〈議案第58号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について〉

○佐藤議長 議案第58号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について。
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次の議案に移ります。

〈議案第59号 工事請負契約の締結について〉

○佐藤議長 議案第59号 工事請負契約の締結について。
質疑はありませんか。

3番。

○3番 高谷議員 この1号橋の、昨年工事をした残りの分ということですが、事業費が昨年より若干安く入札の結果なっているわけですが、あれは真ん中から仕切ってということだったというふうに思うんですが、今回の工事には、水の中に入っている橋中の分というか柱の分があるんですが、ちょっと素人的に考えると、その方が事業費膨らむんじゃないかなという思いがあるんですが、この事業費で大丈夫ということでもいいんでしょうか。

○佐藤議長 施設整備課長。

○大戸施設整備課長 昨年の工事の中で橋脚部分は施工しております。ですから、表面上に見えている、手を付けていない上部の方の半分を今年やるという形で押えて下さい。ただ、今年手を付ける橋台の

方の補修は残っていますが、橋脚については、昨年の工事で終わっています。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次の議案に移ります。

〈議案第60号 工事請負契約の締結について〉

○佐藤議長 議案第60号 工事請負契約の締結について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次の議案に移ります。

〈議案第61号 工事請負契約の締結について〉

○佐藤議長 議案第61号 工事請負契約の締結について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、議案第50号から議案第61号までを通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、ここでしばらく休憩します。

意見調整を行いたいと思いますので、議員は議案持参の上、議員控室の方へ移動願います。2時40分から再開します。

休憩	14時18分
再開	14時40分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第50号から議案第61号までの12件を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければこれで質疑を終わります。

これから議案第50号 「福祉の夢」サポート基金条例の制定についてから議案第61号 工事請負契約の締結についてまでの12件について一括討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 討論なしと認めます。

これで議案第50号から議案第61号までの12件について討論を終わります。

これから議案第50号 「福祉の夢」サポート基金条例の制定についてから議案第61号 工事請負契約の締結についてまでの12件を採決します。

議案の順序で行います。

議案第50号 「福祉の夢」サポート基金条例の制定についての採決を行います。

議案第50号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第50号 「福祉の夢」サポート基金条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に議案第51号 置戸町個人情報保護条例の一部を改正する条例の採決を行います。

議案第51号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第51号 置戸町個人情報保護条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

次に議案第52号 置戸町手数料徴収条例の一部を改正する条例の採決を行います。

議案第52号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第52号 置戸町手数料徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

次に議案第53号 平成27年度置戸町一般会計補正予算(第5号)から議案第55号 平成27年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)までの3件を一括して採決します。

議案第53号から議案第55号までの3件については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第53号 平成27年度置戸町一般会計補正予算(第5号)から議案第55号 平成27年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)までの3件については、原案のとおり可決されました。

次に議案第56号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてから議案第58号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてまでの3件を一括して採決します。

議案第56号から議案第58号までの3件については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第56号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてから議案第58号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてまでの3件については、原案のとおり可決されました。

次に議案第59号 工事請負契約の締結についての採決を行います。

議案第59号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第59号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。
次に議案第60号 工事請負契約の締結についての採決を行います。

議案第60号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第60号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。
次に議案第61号 工事請負契約の締結についての採決を行います。

議案第61号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第61号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 決議案第2号 事務検査に関する決議

○佐藤議長 日程第10 決議案第2号 事務検査に関する決議を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

5番 阿部光久議員。

○5番 阿部議員〔登壇〕 ただいま議題となりました決議案第2号 事務検査に関する決議について趣旨の説明を申し上げます。

本案は9月10日の本会議において、決算審査特別委員会に閉会中の継続審査として付託された、平成26年度置戸町一般会計・各特別会計歳入歳出決算の認定について、委員会における審査に万全を期するため、地方自治法第98条第1項の規定により、関係書類の提出を求め事務検査を行うことができるよう提案したものであります。

決議の内容ですが、

1. 検査事項は、平成26年度置戸町一般会計・各特別会計歳入歳出決算に関する事項

2. 検査方法

(1) 関係書類及び財産に関する書類等の提出を求める。

(2) 検査は、決算審査特別委員会に付託して行う。

3. 検査権限

本会議は、1に掲げる事項の検査を行うため、地方自治法第98条第1項の権限を決算審査特別委員会に委任する。

4. 調査期限

決算審査特別委員会は、1に掲げる検査が終了するまで閉会中もなお検査を行うことができる。

以上の内容による決議であります。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げ、趣旨の説明を終わります。

○佐藤議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 討論なしと認めます。

これから、決議案第2号 事務検査に関する決議を採決します。

決議案第2号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、決議案第2号 事務検査に関する決議は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 意見書案第6号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書から

◎日程第22 意見書案第12号 介護報酬の再改定を求める要望意見書まで

————— 7件 一括議題 —————

○佐藤議長 日程第16 意見書案第6号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書から日程第22 意見書案第12号 介護報酬の再改定を求める要望意見書までの7件を議題とします。

お諮りします。

意見書案第6号から意見書案第12号までの7件については、置戸町議会会議規則第38条第2項の規定により、趣旨説明を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

よって、意見書案第6号から意見書案第12号までの7件については、趣旨説明を省略することに決定しました。

これから、意見書案第6号から意見書案第12号までの7件について、一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから、意見書案第6号から意見書案第12号までの7件について、一括討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第6号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書から意見書案第12号 介護報酬の再改定を求める要望意見書までの7件を一括採決します。
お諮りします。

意見書案第6号から意見書案第12号までの7件については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第6号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める要望意見書から意見書案第12号 介護報酬の再改定を求める要望意見書までの7件については、原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議員の派遣について

○佐藤議長 日程第23 議員の派遣についてを議題とします。

議員の派遣については、置戸町議会会議規則第124条の規定により、お手元に配付の議案のとおり議員を派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付の議案のとおり議員の派遣をすることに決定しました。

◎閉会の議決

○佐藤議長 お諮りします。

本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。

したがって、置戸町議会会議規則第6条の規定によって本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎閉会宣言

○佐藤議長 これで本日の会議を閉じます。

平成27年第7回置戸町議会定例会を閉会します。

閉会 14時53分